

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和5年度 No.3 Ver.2 / 2023.8.18

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 7
3. 地方創生・地方分権等	P 10
4. 社会福祉法人等	P 15
5. 高齢者	P 17
6. 障害者	P 25
7. 子ども・家庭福祉	P 30
8. 地域福祉	P 49
9. 人材確保等	P 52
10. 予算	P 67
11. 災害対策	P 69
12. その他	P 73
・居住支援関連	
・保護司制度関連	
・統計情報 等	

本号は令和5年6月10日～8月10日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。
上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<法改正等>

内閣府 税制調査会答申取りまとめ(2023.6.30)

- ▶ 税制調査会は、6月30日に答申「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」を取りまとめ、岸田首相に提出した。
- ▶ 答申は2019年以来4年ぶり。首相が2021年11月に経済社会の構造変化に対応した税制の具体化を諮問していた。
- ▶ 本答申は2部構成となっており、第1部「基本的考え方と経済社会の構造変化」、第2部「個別税目の現状と課題」となっている。
- ▶ 第1部では、租税の役割や租税制度の基本原則などをまとめるとともに、租税制度の変遷や近年の税制改革の流れと近年の経済社会の構造変化について整理している。第2部では、所得税、消費税、法人税などの個別税目ごとに経済社会の構造変化を踏まえた課題などを整理している。
- ▶ 答申では、税制に対する国民の信頼の基礎として最も重要なものは、税負担の「公平」であるとしたうえで、「近年では、少子高齢化の進展とともに、どの時代に生まれたかによって生涯を通じた税負担の水準に不公平が発生する可能性があることを背景に『世代間の公平』という視点も重要」と整理している。
- ▶ また、「先進国の中で最も厳しい状況にある我が国財政の現状を踏まえ」、租税の財源調達機能が十分に果たせていないままの状態を存置し続けることは、将来世代へ負担を先送りしているのみならず、あわせて危機に対する脆弱性の克服も先送りしていることを意味するとし、財政需要を満たすために十分な租税収入を確保する租税の「十分性」も重要であるとしている。

わが国税制の現状と課題 —令和時代の構造変化と税制のあり方— 【抜粋】

第2部 個別税目の現状と課題

Ⅲ. 消費税 (4) 消費税の特徴及び意義

(社会保障制度との関係)

また、人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障制度の持続可能性を高めていくことは重要な課題です。日本の社会保障制度においては、社会保険制度が基本であり、それを賄う財源は、原則、社会保険料となりますが、それを補完する財源としては、特定の世代に偏らず幅広い国民が負担を分かち合うことができ、税収の変動が少ない消費税がふさわしいものと言えます。

更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要です。

Ⅳ. 法人課税 (4) 法人税制における今後の課題

⑤公益法人税制

公益法人に対しては、公益法人改革から10年以上が経過したことを踏まえ、公益法人の活動のより一層の活性化が図られるよう、収支相償原則や遊休財産規制のあり方、ガバナンス改革等の検討が行われています。

公益法人等の課税のあり方については、民間事業者と競合する分野があることを踏まえ、公益法人等や収益事業の範囲を適切なものとし、経営形態間での課税の公平性を確保していくこと等が重要です。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023(骨太の方針)」閣議決定(2023.6.16)

- ▶ 政府は、6月16日に経済財政諮問会議を開催し、「経済財政運営と改革の基本方針 2023(骨太の方針)」を取りまとめ同日閣議決定した。
- ▶ 少子化対策・こども政策は、「こども未来戦略方針」に基づき、抜本的な政策の強化を図るとし、「経済基盤及び財源基盤を確固たるものとする」とともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めず、「こども・子育て支援加速化プラン」を推進することをあらためて示した。
※6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、「加速化プラン」の予算規模は3兆円程度で、高等教育費の更なる支援拡充策、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策を含め、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図るとされている。
- ▶ 2024年度の報酬改定(診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定)に向け、第8回経済財政諮問会議で示した原案を修正し、社会保障費については、高齢化の伸びに収める方針だけではなく、「経済・物価動向も踏まえ」検討する方針を明記した。また、「患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう」必要な対応を行うとした。
- ▶ また、医療介護分野における職業紹介について、公的な職業紹介の機能の強化と有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行うとした。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」

加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～【抜粋】

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

急速な高齢化が見込まれる中で、医療機関の連携、介護サービス事業者の介護ロボット・ICT機器導入や協働化・大規模化、保有資産の状況なども踏まえた経営状況の見える化を推進した上で、賃上げや業務負担軽減が適切に図られるよう取り組む。介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る。介護保険外サービスの利用促進に係る環境整備を図る。

医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う。

次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。その際、第5章2における「令和6年度予算編成に向けた考え方」²⁶⁶を踏まえつつ、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、当面直面する地域包括ケアシステムの更なる推進のための医療・介護・障害サービスの連携等の課題とともに、以上に掲げた医療・介護分野の課題について効果的・効率的に対応する観点から検討を行う。

²⁶⁶ 第5章2②で引用されている骨太方針2021においては、社会保障関係費について、基盤強化期間における方針、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続することとされている。

第5章 当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方

2. 令和6年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述の情勢認識を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく。
- ② 令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ 新たな拡充を要する政策課題を含め、PDCAやEBPMの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。単年度主義の弊害是正に取り組み、事業の性質に応じた基金の活用・事業効果の見える化、経済・財政一体改革における重点課題への対応など中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版・成長戦略等のフォローアップ閣議決定（2023.6.16）

- ▶ 政府は6月16日、経済財政諮問会議と合同開催した新しい資本主義実現会議において「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」を取りまとめた。その後、持ち回りの臨時閣議にて新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版・成長戦略等のフォローアップを閣議決定した。
- ▶ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画については、2022年6月に閣議決定して以降、1年の間に「スタートアップ育成5か年計画」、「資産所得倍増プラン」、「三位一体の労働市場改革の指針」と取り組みが進められてきた。
- ▶ また、民間企業においても賃上げが図られるなど動きがあるなかで、こうした動きをさらに持続的・構造的なものにしていくために今般、改訂が行われた。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。
 - 人への投資・構造的賃上げ・労働市場改革について
 - ・リ・スキリングによる能力向上支援を促し、それを的確に評価し、賃上げにもつなげていくために、職務給、ジョブ型の人事の導入を進める。これにより、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、自らの意思で企業内での昇任・昇級や、企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動といった機会を確保できる社会を作っていく。
 - ・中小企業等の対応について、賃上げの原資を確保して、成長と賃金上昇の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する。
 - 投資促進について
 - ・市場に任せるだけでは過小投資となりやすい分野について、官民連携を進めて、的を絞った公的支出を行って、これを呼び水として民間投資を拡大させる。
 - ・特に半導体・蓄電池・データセンター・バイオといった戦略分野では、大規模な立地・投資を計画する必要がある、ランニングコストも巨額になることから、民間事業者にとっては、中長期にわたって十分な予見可能性が確保されていることが重要である。世界に遜色のない水準で税制・予算面での支援を検討する。
 - ・AIについては、「利用の促進、リスクへの対応、開発力の強化」の3本柱に沿って取組を行う。日本

の誇るべきクリエイター支援についても検討を開始する。科学技術・イノベーションについては、認知症の治療などの健康・医療分野、量子技術などに取り組む。

○スタートアップ育成と企業参入退出の円滑化について

- ・ストックオプションについての会社法制上の措置を講じるとともに、税制の拡充を図るなど、5か年計画を確実に推進する。
- ・事業不振の場合の早期相談体制の構築や、金融債務の減額についての事業再構築法制の整備などに取り組む。

○社会的課題の解決について

- ・インパクトスタートアップの認証制度の創設など総合的な支援に取り組む。
- ・資産運用力の向上に向けた取組や、地方におけるデジタル田園都市国家構想の実現のために、規制制度の一括改革等を進める。

<会議>

全世代型社会保障構築本部(内閣官房)

◇第 8 回(2023.6.13)

- ▶ 6 月 13 日に第 8 回全世代型社会保障構築本部(本部長:岸田文雄内閣総理大臣)が持ち回り開催され、同日開催されたこども未来戦略会議において取りまとめられた「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」が閣議決定された。
- ▶ 本方針の詳細については、政策動向 No.2 Ver.2 p.27 参照。

経済財政諮問会議

◇第 11 回(2023.7.25)

- ▶ 7 月 25 日に第 11 回経済財政諮問会議が開催され、「中長期の経済財政に関する試算」について報告が行われた後、「予算の全体像」の取りまとめが行われた。また、「令和6年度予算の概算要求基準」について協議が行われ、了承された。
- ▶ 当面のマクロ経済運営のポイントを①持続的な質上げと物価高対策、②国内投資の拡大による供給力強化、③国土強靱化等の安全・安心、とした。
- ▶ 令和6年度予算の全体像については、骨太方針 2023 に従って、予算編成を進めていくとしたうえで、歳出改革における重点課題として
 - 歳出効率化の徹底し、歳出構造を平時に戻していく
 - 継続的な質上げの持続に向けた経済・物価動向等をふまえた予算編成
 - 的を絞った公的支出を呼び水とした民間投資の拡大
 - 構造的質上げを通じた実質賃金の引き上げ、全世代型社会保障制度の構築を挙げている。
- ▶ また、「令和6年度予算の概算要求基準」について、協議が行われ、了承された。(詳細は本冊子「10. 予算」内 p.67 参照)

◇第 10 回(2023.7.20)

- ▶ 7 月 20 日に第 11 回経済財政諮問会議が開催され、「年央試算」について報告が行われた後、「予算の全体像」について協議が行われた。
- ▶ 「年央試算」についての報告の主な内容は以下のとおり。
 - 2023 年度は、輸出の減速等による景気下押しは見込まれるものの、サービス消費をはじめとする個人消費の回復や、企業の設備投資の増加が期待されることから、GDP 成長率は実質で 1.3%程度、名目で 4.4%程度と見込まれる。
 - 2024 年度について、GDP 成長率は実質で 1.2%程度、名目で 2.5%程度と、民間需要主導の緩や

かな成長が見込まれる。

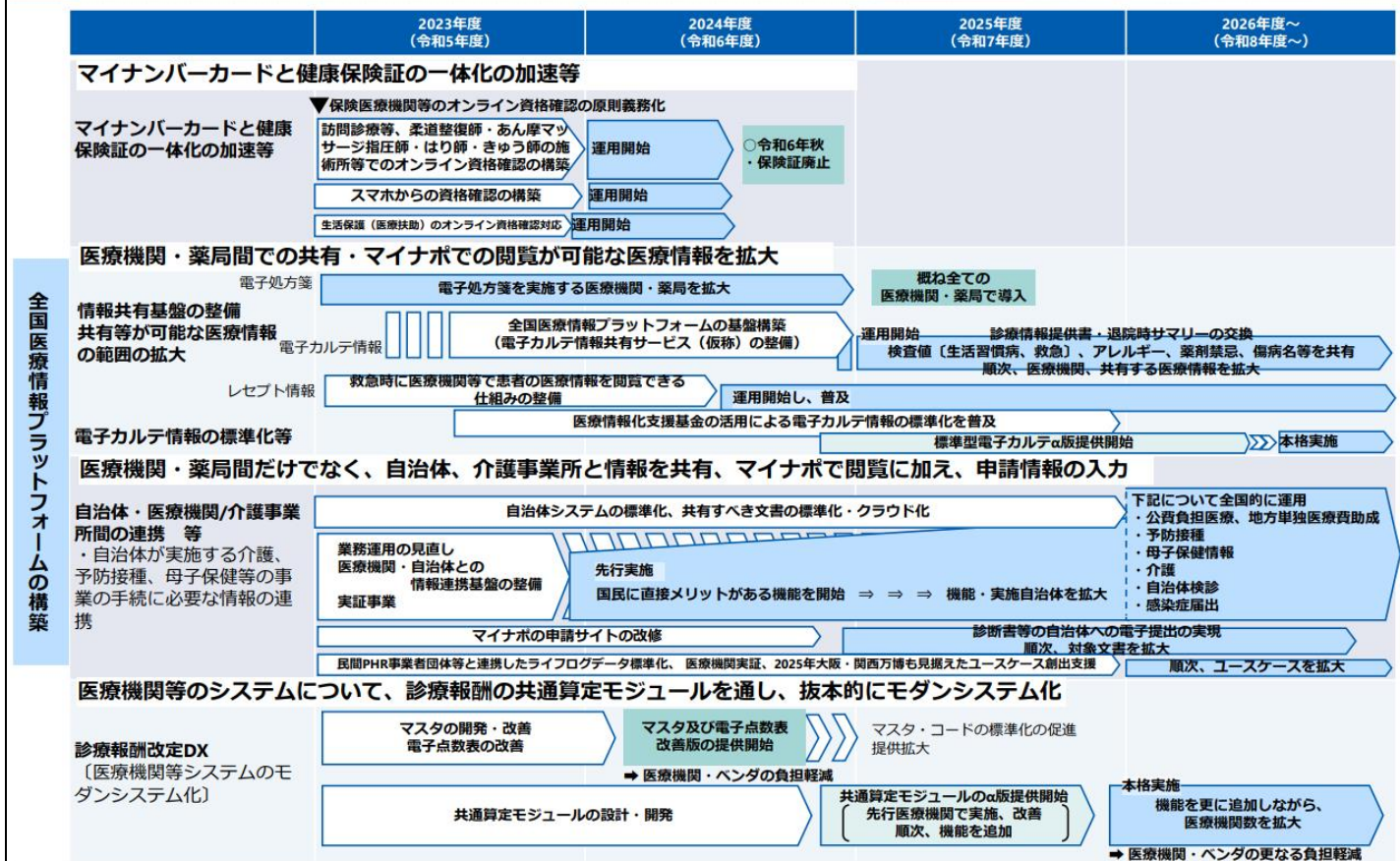
- ▶ 「予算の全体像」については、今回の議論をふまえ、次回第 11 回会議にて取りまとめられる。

医療 DX 推進本部

◇2023.6.2

- ▶ 5 月 29 日、医療 DX 推進本部幹事会が開催され、「医療 DX の推進に関する工程表」が取りまとめられた。その後、6 月 2 日に開催された医療 DX 推進本部において、本部決定された。
- ▶ 今回取りまとめられた工程表では、基本的な考え方として以下の 2 点を整理している。
 - 医療 DX に関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の 5 点の実現を目指していく
 - サイバーセキュリティを確保しつつ、医療 DX を実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる
- ▶ 具体的な施策として、
 - ①マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等
 - ・2024 年秋に健康保険証を廃止
 - ・2023 年度中に生活保護(医療扶助)でのオンライン資格確認の導入
 - ②全国医療情報プラットフォームの構築
 - ・2024 年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス(仮称)を構築し、共有する 情報を拡大
 - ・併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバー カードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
 - ③電子カルテ情報の標準化
 - ④診療報酬改定 DX
 - ⑤医療 DX の実施主体をあげている。
- ▶ 工程表の全体像は以下のとおり。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



2. 規制改革

<法改正等>

規制改革実施計画 閣議決定(2023.6.16)

- ▶ 6月16日、「規制改革実施計画」が閣議決定した。
- ▶ これは、6月1日に規制改革推進会議で取りまとめた「規制改革推進に関する答申～転換期におけるイノベーション・成長の起点～」をふまえ、対象となった規制や制度、その運用等についてその実現に向けた具体的な計画を整理したもの。
- ▶ 実施事項として「デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し」「国家戦略特区における取組」「個別分野の取組」の3つに整理しており、「個別分野の取組」については分野別に「スタートアップ・イノベーション分野」「グリーン分野」「人への投資分野」「医療・介護・感染症対策分野」「地域産業活性化分野」「共通課題対策分野」の6つに分類している。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

「規制改革実施計画」(概要)

<スタートアップ・イノベーション>

- 契約書の自動レビューサービスの利活用に向けた環境整備
 - 契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法との関係について、予測可能性を高めるため、ガイドラインを作成・公表
- イノベーションと安全の確保との両立
 - 新たな空のモビリティ推進に向け、無操縦者航空機の機体性能や運用条件を勘案した安全基準の適用等、運用の柔軟化に向けた検討を実施
 - 建設用3Dプリンター等の社会実装に向け、安全性を確保した上で、新たな工法やそれらに適応した材料の認定の在り方について、デジタル時代を踏まえて検討・措置
- 無人航空機のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化
 - ◇ ドローンの飛行中の充電を可能とする装置について、個別の設置許可を不要とするため、型式指定に必要な条件を検討・措置
- ラストワンマイル配送に係る制度見直し
 - 担い手や輸送能力の確保、効率性向上に向け、貨客混載等の規制改革を実施
- 海外起業人材の活躍に資する制度見直し
 - 特定の在留資格の保有者について、入国後すぐに居住者口座又は居住者と同等の預金口座の開設が可能となるよう、ビジネス環境を改善

<グリーン>

- EV普及のための充電器の整備
 - ロードマップの策定や集合住宅での設置促進に向けた要請や補助制度の改善
- 住宅におけるエネルギーマネジメントの円滑化
 - 住宅内機器の接続性向上に向けた標準規格の制度設計の在り方の検討
- 電力市場における公正競争環境確保に向けた方策の検討
 - 旧一般電気事業者のコンプライアンスの徹底や独占禁止法上の厳正な対処

<共通課題対策>

- 「ローカルルール」の見直しの推進
 - 事業者の業務効率化を阻害する地域毎の手続(様式・運用等)の差異(ローカルルール)につき、改革の基本的考え方を整理し、見直しを加速
 - 「保育所入所時の就労証明書」につき、全地方公共団体で標準様式を原則使用とする法令上の措置を講ずるなど、個別分野の見直しを推進
- 地方公共団体への公金納付のデジタル化
 - いずれの地方公共団体に対しても「eLTAX」によりオンライン納付が可能となるよう検討

(注) ◇は国家戦略特区における規制改革事項

<「人」への投資>

- 里帰り出産を行う妊産婦の支援
 - 伴走型相談支援の制度化の検討・措置と里帰りの妊産婦に関する自治体・医療機関の情報連携の検討・措置を通じた切れ目のない支援の実現
- 外国人材の受入れ・活躍促進
 - 在留資格「特定技能」の対象分野の追加の検討・措置
 - 専修学校卒業生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」取得に係る要件緩和の検討・措置
- 教育現場の課題解決とイノベーション
 - 大学設置基準における教育課程等に係る特例制度の活用促進
 - 教員等の適切な役割分担による働き方改革の実現に向けた検討。教育コンテンツの質・量の充実を図るとともに、アクセス改善策を検討
- 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3～5歳のみの保育)
 - ◇ 小規模認可保育所(原則0～2歳児が対象)で3～5歳児のみの保育を可能とする特例の全国展開に向けた検討

<医療・介護・感染症対策>

- 医療データ等の利活用促進
 - 適切な診療・ケアや医学研究、創薬等のため、必ずしも同意に依存しない医療等データ利活用法制等の検討
 - 医療政策の研究等やEBPM等の実現のため、NDB(レセプト等のDB)のデータや公的統計の調査票情報の提供を迅速化・円滑化
- 乳幼児医療、母子保健などの受診円滑化(居住地外での立替払いの廃止等)
 - マイナンバーカードを利用した受給者証持参不要化、居住地外での立替払い廃止
- 医療関係職種間のタスク・シフト/シェア等
 - 看護師が行い得る業務の明確化、特定行為研修制度の改善
 - 在宅医療における円滑な薬物治療の提供、在宅での円滑な点滴交換等を検討
- プログラム医療機器(SaMD)の開発・市場投入の促進
 - 臨床での使用を早期に可能にするため、二段階承認制度を導入する方向で検討
- 身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化等
 - デジタルデバイスに明るくない高齢者等がサポートを受けられる医師非常駐の診療所を都市部を含め開設可能とすることを検討

<地域産業活性化>

- 適切な水産資源管理の推進
 - 漁獲量の8割をTAC魚種にすることに取り組むとともに、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理強化を検討・措置

- ▶ 福祉に関する主な項目は、以下のとおり。(本文より抜粋)

○人への投資分野

- ・「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し
- ・「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施
- ・小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3～5歳のみの保育)

○医療・介護・感染症対策分野

- ・デジタルヘルスの推進

- ・働き方の変化への対応・運営の合理化
 - ＊介護サービスにおける人員配置基準の見直し
 - ＊障害福祉分野における手続き負担の軽減(ローカルルールの見直し等)
 - ＊報酬制度における常勤・専任要件の見直し等
 - ＊医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し
- ・障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化
- ・障害者支援のための規制改革の推進
- ・ユニット型指定介護老人福祉設備基準に関する特例

○共通課題対策分野

「保育所入所時の就労証明書」につき、全地方公共団体で標準様式を原則使用とする法令上の措置を講ずるなど、個別分野の見直しを推進

- ▶ 本計画の実施状況について、関係府省庁及び規制改革推進会議においてフォローアップを行い、令和5年度末時点で状況を整理し、公表することとしている。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定(2023.6.9)

- ▶ 6月6日、デジタル庁は第3回デジタル社会推進会議を持ち回りで開催した後、同日第4回デジタル社会推進会議を開催し、デジタル社会の実現に向けた重点計画について取りまとめた。
- ▶ その後、6月9日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。
- ▶ 本計画は、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。また、デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。
- ▶ 本計画では、デジタル社会で目指す6つの姿として、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略の6点を整理している。

—— デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。(デジタル社会形成基本法37②等)
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会で 目指す6つの姿	① デジタル化による成長戦略 ④ 誰一人取り残されないデジタル社会	② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化 ⑤ デジタル人材の育成・確保	③ デジタル化による地域の活性化 ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略
--------------------	--------------------------------------	---	---

具体策を考える上で前提となる理念・原則

デジタル社会形成のための基本10原則	国の行政手続オンライン化の3原則
①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩開羅・国際貢献	デジタルファースト ワンストップ コネクテッド・ワンストップ
構造改革のためのデジタル5原則	業務改革(BPR)と規制改革の必要性
①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則	サービス設計12箇条 クラウド・バイ・デフォルト原則

目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組(基本戦略)

デジタル臨時行政調査会	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保
・アナログ規制の見直しに係る工程表確定・法案提出。 技術検証の実施、テクノロジーマップ整備を進め、 工程表に沿った規制見直しを図る	・国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応 としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護
デジタル田園都市国家構想実現会議	急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応
・デジタル田園都市国家構想交付金による支援等を通じ、 マイナンバーカード利用サービスの横展開、「書かない 窓口」等を推進する	・AI戦略チーム等の連携体制/AIの社会実装
国際戦略の推進	包括的データ戦略の推進と今後の取組
・DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化	・データ連携基盤、ベース・レジストリ等を重点的に取り組む Web3.0の推進
	・ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

- 国民に対する行政サービスのデジタル化**
- ・国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン
アーキテクチャの将来像整理/公共サービスメッシュの整備
 - ・マイナンバー制度の利活用の推進
情報連携の拡大/国家資格等のデジタル化の推進/特定公的
給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進
 - ・マイナンバーカードの普及及び利用の推進
オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/
健康保険証利用/運転免許証と一体化/個人認証アプリの
開発・活用促進/次期マイナンバーカード検討
 - ・公共フロントサービスの提供等
マイナンバー継続改善/預貯金付番の円滑化
- 安全・安心で便利暮らしのデジタル化**
- ・準公共分野のデジタル化の推進等
健康・医療・介護
(医療DX/オンライン診療/次の感染症危機への備え)/
教育(GIGAスクール構想/教育データ活用)
防災(防災デジタルプラットフォーム/防災DXサービスマップ)/
こども/モビリティ/取引(デジタルインボイス等)/

- アクセシビリティの確保**
- サービスデザイン体制強化/ウェブアクセシビリティ/
デジタル推進委員/多言語対応
- 産業のデジタル化**
- ・デジタルによる新たな産業の創出・育成
クラウドサービス産業の育成/ITスタートアップ等の育成
 - ・事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
e-Govのガバナメントクラウド移行・利便性向上/
J グランツの内部開発推進・利用拡大
 - ・中小企業のデジタル化の支援
IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援
 - ・産業全体向け行政サービスのDX推進
DX認定制度/DX銘柄/DXセクション/DX投資促進税制/
サイバーセキュリティ強化

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・国の情報システムの刷新
情報システム整備方針の策定・一元的なプロジェクト監視/ガバナメントクラウド
の整備/府省LAN統合/デジタルマーケットプレイス/スタートアップ参画促進
 - ・地方の情報システムの刷新 標準標準システムへの移行支援
 - ・デジタル化を支えるインフラの整備
Beyond 5G(6G)/半導体/海底ケーブル・データセンター/自動運転・ドローン物流
 - ・デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進
情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化
- デジタル社会のライフスタイル・人材**
- ・テレワークの推進
民間・地方でのテレワーク推進/国家公務員のテレワーク定着・推進
 - ・デジタル人材の育成・確保 プログラミング必修化/リカレント教育/
AI普及等を踏まえたデジタルスキル標準アップデート/デジタル人材教育
プログラム充実/数理・データサイエンス・AI教育の推進/女性人材
- 今後の推進体制**
- デジタル庁の役割と政府における推進体制/関係機関との連携強化/
地方公共団体等との連携・協力/民間事業者等との連携・協力

<会 議>

規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーション ワーキング・グループ

◇第 14 回(2023.6.21)

- ▶ 6 月 21 日、第 14 回規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーション ワーキング・グループが開催され、スタートアップに関する規制・制度見直し(法人設立手続の迅速化・負担軽減)について協議が行われた。

デジタル社会推進会議幹事会

◇第 9 回(2023.7.19)

- ▶ 7 月 19 日、デジタル社会推進会議幹事会が書面開催され、「『安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い』の改定等」について承認された。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第13次地方分権一括法)が成立(2023.6.13)

- ▶ 6月13日、地方からの提案があった政策の見直しに係る複数の法律を一度に改正する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第13次地方分権一括法案)」が衆議院本会議で可決し、成立した。
- ▶ 本法案では、指定都市等が新たに認定こども園を認可または認定する際にこれまで実施してきた都道府県との事前協議を廃止し、市長から知事への事前通知に見直すこと等が盛り込まれている。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第13次地方分権一括法案)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和5年3月3日
閣議決定

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第12次 一括法成立)

令和4年
7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定

“ 同方針を閣議決定

令和5年
3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

法改正事項の概要

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

- ① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に
(災害対策基本法)
- ② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し
(交通安全対策基本法)
- ③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
- ④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律*)に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に
※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法
(住民基本台帳法)
- ⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)
(地方独立行政法人法)
- ⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に
(戸籍法)
- ⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に
(建築基準法)

1

<会 議>

第33次地方制度調査会

◇第16回(2023.7.20)

- ▶ 7月20日、第16回第33次地方制度調査会が開催され、「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から求められる地方制度のあり方」について協議が行われた。
- ▶ 今回は、下記4つのテーマについてそれぞれ論点と考え方が示され協議が行われた。
 - 市町村間の広域連携による取組内容の深化等に向けた課題
 - 「地域の未来予測」の課題
 - 資源の共同活用①:施設・インフラについて
 - 資源の共同活用②:専門人材について

◇第 15 回(2023.6.28)

- ▶ 6 月 28 日、第 15 回第 33 次地方制度調査会が開催され、「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から求められる地方制度のあり方」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、今般の感染症対応における課題を踏まえた国・地方関係のあり方等について、これまでの協議をふまえ、①役割分担、連携・協力のあり方、②情報共有・コミュニケーションのあり方及び③リソース確保のあり方について論点と考え方(案)が示された。
- ▶ 論点と考え方(案)では、下記 4 つのテーマについてそれぞれ論点と考え方が示された。
 - 非平時における地方制度のあり方を検討する必要性について
 - 非平時における役割分担、連携・協力のあり方について
 - 非平時における情報共有・コミュニケーションのあり方について
 - 非平時におけるリソース確保のあり方について
- ▶ 非平時における各危機管理法制における、的確かつ迅速な対応の実施に向けた規定の必要性や、円滑な連携に向けた調整・情報提供のあり方、リソースの確保に向け地方制度として対応すべきもの等について考え方が示されている。

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 59 回(2023.6.28)※持ち回り

- ▶ 6 月 28 日、第 59 回国家戦略特別区域諮問会議が持ち回りで開催され、「区域計画の認定」「指定区域の評価」「国家戦略特別区域基本方針の一部変更」が諮られた。

◇第 58 回(2023.6.1)

- ▶ 6 月 1 日、第 58 回国家戦略特別区域諮問会議が第 16 回規制改革推進会議と合同で開催され、「規制改革推進に関する答申(案)」「国家戦略特区において取り組む規制改革事項」について協議が行われた。
- ▶ 「国家戦略特区において取り組む規制改革事項」における福祉分野に関する事項については、下記のとおり記載されている。
 1. 新たに講ずべき具体的な施策
 - (i)スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項
 - ① 公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備
 - (ii)その他の規制改革事項
 - ⑮障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化
 - ⑯障害者支援のための規制改革の推進
 2. 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開
 - ②ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例
 - ③「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施
 - ④小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3～5歳のみの保育)
 3. 新たに措置された規制改革事項等
 - ⑪障害者雇用に係る雇用率算定の特例
 - ⑫小規模認可保育所における対象年齢の拡大(0～5歳の保育)
 - ⑬保育所等における看護師等の配置特例の要件緩和
 - ⑭外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

国と地方の協議の場

◇2023.5.31

- ▶ 5月31日、国と地方の協議の場が開催され、「骨太の方針」の策定、およびこども政策について協議が行われた。
- ▶ こども・子育て政策に関する協議内容については、今回の議論をふまえて、こども未来戦略方針の取りまとめが行われる。

地方分権改革有識者会議

◇第55回(2023.8.4)

- ▶ 8月4日、第55回地方分権改革有識者会議が開催され、「令和5年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」「計画策定等の見直しに関する取組について」「今後の地方分権改革の在り方等の検討について」について協議が行われた。
- ▶ 「令和5年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」では、前回会議において示された重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点が示された。

○民生委員・児童委員の選任要件の見直し【提案団体：特別区長会】

⇒在住者だけでなく在勤者も民生委員候補者とする。民生委員・児童委員の担い手の安定的な確保や本制度の持続可能性の向上に資する。

＜関係省庁からの第1次回答の概要＞

- ・民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。
- ・なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

- ・当該市区町村外に居住する在勤者の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料（大規模マンションの管理人、商店街で働く者など）
- ・従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか

○児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し

【提案団体：神戸市／兵庫県、加古川市】

⇒児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、「民生委員の証明」を必要とする各種証明書について、民生委員による証明事務の廃止を求める。また、生活福祉資金貸付について、民生委員が作成することとなっている意見書の廃止を求める、等。

＜関係省庁からの第1次回答の概要＞

- ・生活福祉資金貸付制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を併わせて行うことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待している。
- ・本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要である

＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

- ・生活福祉資金貸付制度に係る意見書については、立法当時の社会情勢の変化等に鑑

み、民生委員が担うべき事務を改めて整理し、廃止も含めた民生委員の負担軽減に資する具体的方策をご検討いただきたい

◇第 54 回(2023.6.15)

- ▶ 6 月 15 日、第 54 回地方分権改革有識者会議が開催され、「『地方分権改革有識者会議の開催について』の改正等」「令和 5 年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等((地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等))」「効率的・効果的な計画行政の推進に向けて」「今後の地方分権改革のあり方の検討」について協議が行われた。
- ▶ 今後の地方分権改革のあり方の検討については、重要な視点として下記 2 点が示された。
 - 地域の実情に応じた持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう、行政サービスの提供方法の柔軟化を図っていくこと
 - 今後多様化する課題に対し、地方公共団体は限られた職員で対応しなければならないことから、より一層業務の効率化を図ること
- ▶ また、今後重要な観点となり得るものとして、①ネットワーク化(連携)、②新技術への対応、③標準化、④ストック等の適正化等、⑤住民参加の 5 点を整理している。
- ▶ 重点事項の検討においては、全体像として下記 6 点が示された。
 1. 地方自治体内の各部局間、国や他の地方自治体との間、事業者や NPO 等との間で連携・協働を図ることにより住民サービスの向上に資するもの(重点募集テーマ)
 2. 域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで、住民サービスの質の維持・向上を図るもの(重点募集テーマ)
 - 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長
 - 要介護(要支援)認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し
 - 民生委員・児童委員の選任要件の見直し
 - 児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し
 3. こどもを産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの
 - 保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止
 - 地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化
 - 育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し
 - 小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加
 4. 計画策定等に関する見直しを通じて、効率的・効果的な計画行政の実現に資するもの
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化
 5. まちづくりや土地・建物の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの
 6. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの
 - 身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止
 - 指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化
 - 訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し
- ▶ また、今後の進め方として、以下のとおり示された。
 - 検討した「視点」を今後の地方分権改革に反映する
 - 提案募集については、従前どおりの提案募集は引き続き行いながら、類似する制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定する。

◇第 53 回(2023.5.31)

- ▶ 5 月 31 日、第 53 回地方分権改革有識者会議が持ち回りで開催され、「雇用対策部会、地域交通部会及び農地・農村部会」について一定期間開催がされていないことおよび今後も審議事項が見込まれないことから部会を閉じることとされた。

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

社会福祉連携推進法人の設立状況(2023.8.2)

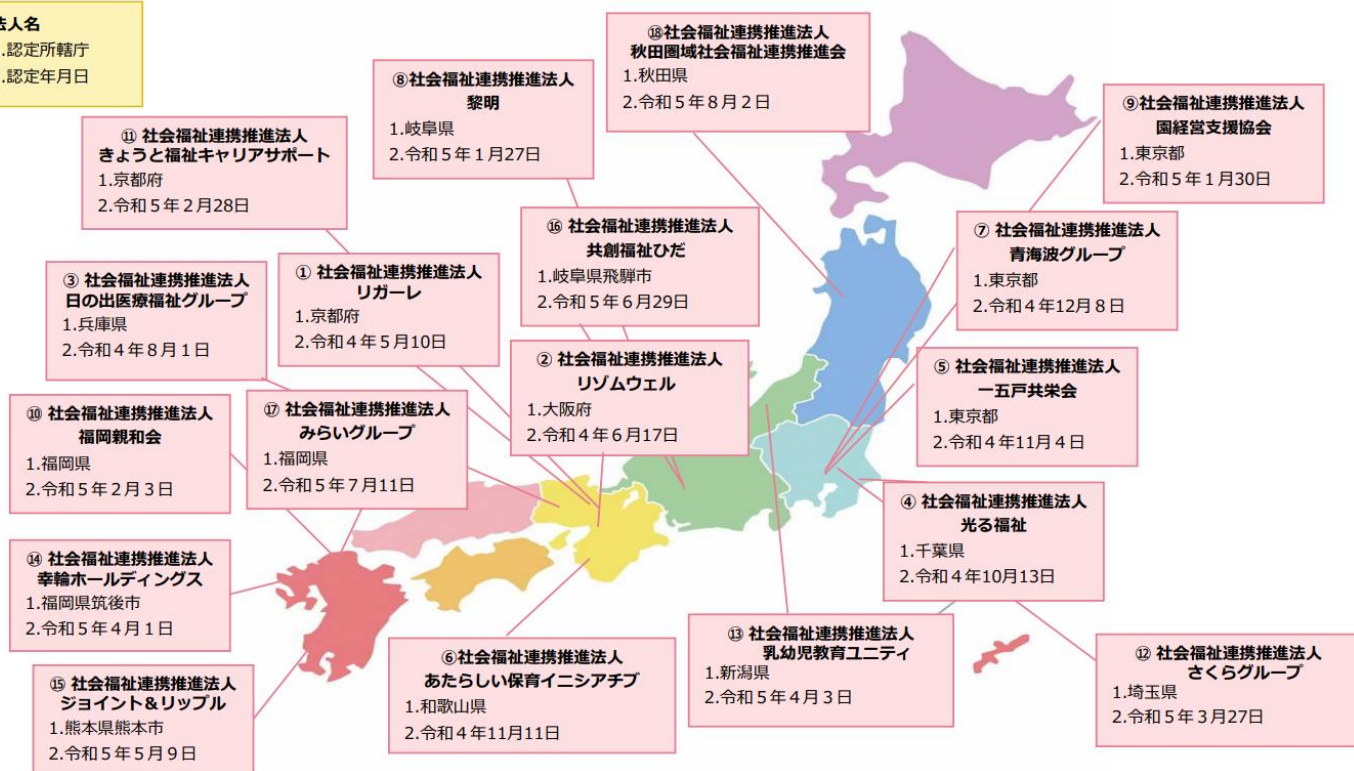
- ▶ 厚生労働省は、令和5年8月2日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。
- ▶ 「社会福祉連携推進法人」制度は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。
- ▶ 令和5年8月2日現在、認定があった社会福祉法人は18法人(前回7月11日公表時より1法人増)。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年8月2日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**18法人**。

法人名

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

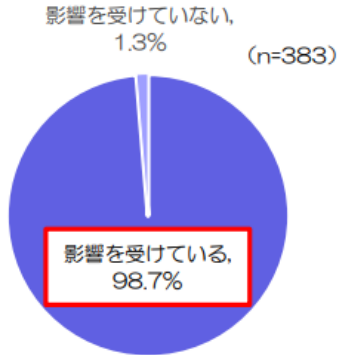


社会福祉法人経営動向調査(2023年6月調査)の概要(2023.7.4)

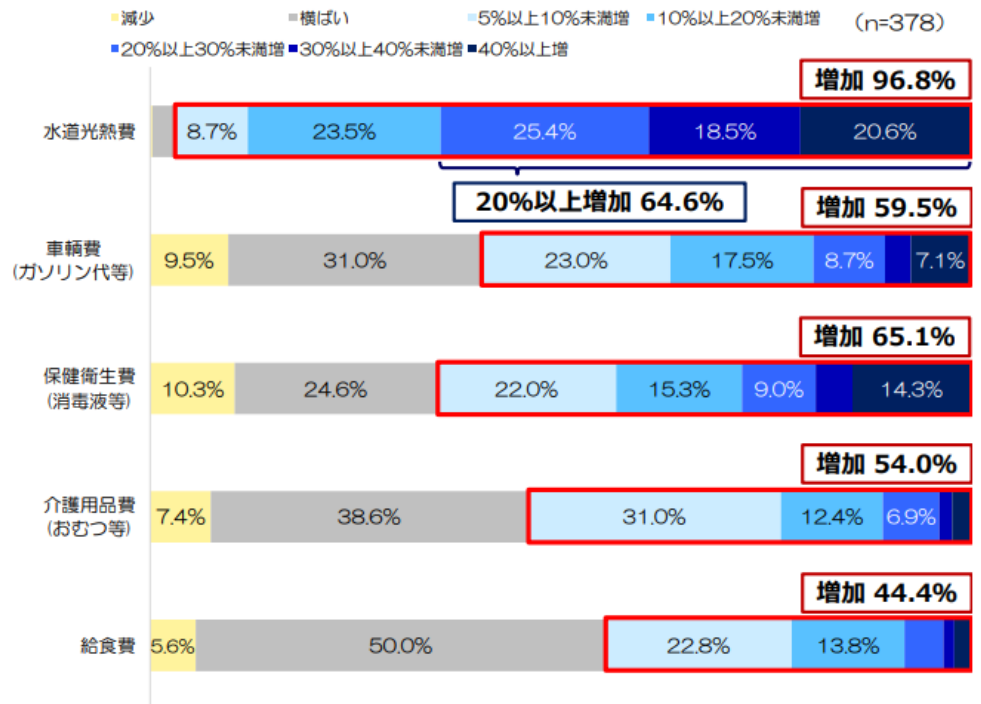
- ▶ 福祉医療機構は、7月4日に「社会福祉法人経営動向調査(2023年6月調査)の概要」を公表した。
- ▶ この調査は、社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、運営実態を明らかにすることを目的に四半期ごとに実施されている。6月調査では特養を運営する社会福祉法人513法人を対象とし、383法人から回答を得た。
- ▶ 2022年度は前年度(2021年度)と比べて、原油価格や物価高騰による影響を受けていると回答した施設は98.7%となった。影響を受けていると回答した施設のうち、96.8%の施設で水道光熱費が増加。また、変化幅の内訳をみると、水道光熱費が20%以上増加したと回答した施設が64.6%を占めている。

5-2-1. 原油価格や物価高騰による影響

サービス活動費用全体への影響 (2022年度/前年度比)



各勘定科目の変化幅（2022年度/前年度比）



2022年度は前年度（2021年度）と比べて、原油価格や物価高騰による影響を受けている施設は98.7%となった。
影響を受けていると回答した施設のうち、96.8%の施設で水道光熱費が増加していた。
また、変化幅の内訳をみると、水道光熱費が20%以上増加したと回答した施設は64.6%を占めた

5. 高齢者

<会 議>

社会保障審議会介護保険部会

◇第 107 回 (2023.7.10)

- ▶ 7 月 10 日、厚生労働省は第 107 回社会保障審議会介護保険部会を開催した。
- ▶ 今回は、「基本方針等」、「給付と負担」について協議が行われた。
- ▶ 「基本方針等について」では、第9期介護保険事業(支援)計画(令和 6～8 年度)の基本指針(大臣告示)のポイント(案)が示された。
- ▶ 今回の基本指針案では、見直しのポイント(案)として「1. 介護サービス基盤の計画的な整備」「2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」の 3 点を整理している。主な概要は以下のとおり。
- ▶ 基本方針案では、地域包括支援センターの体制整備と併せて、総合相談支援機能の活用により、「認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要」であることが示されている。

第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる **2025 年を迎える**ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える **2040 年**を見通すと、**85 歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある **要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれている。
- さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な **施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要**となる。

見直しのポイント(案)

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ **中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、**地域の実情に応じて介護サービス基盤を **計画的に確保**していく必要
 - ・ **医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要**
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを **サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要**
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための **定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、**訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実**

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① **地域共生社会の実現**
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための **医療・介護情報基盤を整備**
- ③ **保険者機能の強化**
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ **介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施**
- ・ **都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。**介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ **介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**

- ▶ 「給付と負担について」では、介護保険料・利用者負担に関するこれまでの議論について報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ また、「規制改革実施計画」等において、医療・介護・保育3分野の有料職業紹介事業者に支払う手数料

料が高額であること、転職勧奨等による早期離職等が引き続き指摘され、事業の適正化に向けた指導監督、公的職業紹介の機能強化が求められている。

- ▶ このため、「1. 悪質な職業紹介事業者の排除」「2. 有料職業紹介事業の更なる透明化」「3. 優良な紹介事業者の選択円滑化」「4. ハローワークの機能強化」等の対応を図ることが示された。

医療・介護・保育分野における職業紹介について

経緯・これまでの対応

医療・介護・保育分野に従事する労働者を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料が高い・転職勧奨により早期離職してしまうといった指摘等があり、「医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟」（会長：根本匠議員）を中心に対応策が議論されてきた。厚生労働省では、議連での議論等を踏まえ、各種措置を講じてきた。具体的には、

- 平成29年改正職業安定法や関係指針において、**手数料等の情報開示義務や返戻金制度の推奨、就職後2年間の転職勧奨の禁止**などを規定（平成30年1月1日施行）。実績のある職業紹介事業者に対する労働局の集団指導、求人者を対象とした労働局の説明会を実施。
- 紹介した就職者の転職の勧奨につながるような「**就職お祝い金**」などを禁止する職業安定法に基づく**指針を改正**（令和3年4月1日施行）。
- 令和2年度に**医療・介護・保育の各分野毎**の職業紹介事業に係る協議会を開催し、関係団体にも参画いただきながら**適正な職業紹介事業者の基準を策定**。同基準をもとに、令和3年度に**適正な事業者を認定する制度を創設**。**49社（うち医療39社、介護21社、保育13社）を認定し公表（令和5年3月現在）**。
- 職業紹介事業者の法令違反の疑いについて、『**「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口**』を都道府県労働局に設置し相談を受け付け、寄せられた情報を基に必要な対応を行う（令和5年2月1日）。
- **ハローワーク**において、医療、介護、保育などの人材不足分野の人材確保を支援するための**人材確保対策コーナーを拡充**（令和4年度：+2箇所〈計113箇所〉、令和5年度：+2箇所〈計115箇所〉）。

今後の対応

「規制改革実施計画」、議連の緊急提言等を踏まえ、次の対応を検討。

1. 悪質な職業紹介事業者の排除

- ・『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の一層の周知
- ・3分野の有料職業紹介事業者に対して、転職勧奨・お祝い金規制に係る集中的指導監督の実施
- ・求人者が適切な職業紹介事業者を選択できるよう、契約する際に確認すべきポイントをまとめたリーフレットの作成

2. 有料職業紹介事業の更なる透明化

- ・3分野の紹介手数料の平均値・分布、離職率について、地域（都道府県又は広域のエリア）ごと、職種ごとに、公表。
- ・離職状況の公表状況が不十分な事業主に対して追跡調査を徹底させるとともに、離職者数の掲載期間を現行の2年から5年へ延長。

3. 優良な紹介事業者の選択円滑化

- ・3分野適正事業者認定制度の認定基準に、6か月以内に離職した場合に返戻を行うことの追加を含め、認定基準の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

4. ハローワークの機能強化

- ・労働者が定着しない理由に着目した求人者への支援を関係機関と協力し実施
- ・業界団体と連携したイベント開催等の実施
- ・オンライン上での求人・求職者の利用推進
- ・ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第221回(2023.8.7)

- ▶ 8月7日、厚生労働省は第221回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定にむけて、
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 特定施設入居者生活介護
 - 高齢者施設と医療機関の連携強化・感染対応力の向上について、それぞれ令和3年度介護報酬改定の内容、関連する各種意見・サービス提供等の状況、現状と課題及び論点について協議が行われた。
- ▶ また、改定に向けた検討の一環として、関係団体等(33団体)に対してのヒアリングを行う実施要領案が示された。
- ▶ それぞれの論点として以下が挙げられた。
- ▶ 介護老人福祉施設
 - 介護老人福祉施設について、今後も中重度の高齢者が増加することが見込まれる中、入所者の

ーズにこたえ、安定的にサービスを提供するために、どのような方策が考えられるか。

○小規模介護福祉施設等の基本報酬に関し、通常の基本報酬との統合に向けて引き続き検討していくべきとされていることについて、どのように対応することが適切か。

▶ 介護老人保健施設

○介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の促進に向け、医療ニーズへの対応力の強化、看取りへの対応の充実、リハビリテーションの充実、適切な薬剤調整の推進等の観点からどのような方策が考えられるか。

▶ 介護医療院

○長期療養が必要な方に対する医療提供機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設である介護医療院について、看取りを含め、引き続き必要な医療及び介護を提供するためにどのような方策が考えられるか。

▶ 特定施設入居者生活介護

○特定施設入居者生活介護の利用者に重度者が多い状況を踏まえ、医療的ケアを必要とする入居者への対応や看取り等への対応の推進などについて、どのような方策が考えられるか。

▶ 高齢者施設と医療機関の連携強化・感染対応力の向上

○高齢者施設内における医療ニーズへの対応や、施設内で対応可能な範囲を超えた場合における対応をより適切なものとする観点から、高齢者施設と医療機関間においてどのような連携体制を構築するべきと考えるか。

○要介護高齢者の入院時における生活機能の低下を最小化する等の観点から、円滑な入退院を支援するため、高齢者施設と医療機関の情報連携の促進を含め、どのような方策が考えられるか。

○高齢者施設における感染症対応力の向上に向けて医療機関との連携をはじめ、どのような方策が考えられるか。

◇第 220 回(2023.7.24)

▶ 7 月 24 日、厚生労働省は第 220 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。

▶ 今回は、令和 6 年度介護報酬改定にむけて、

○訪問介護

○訪問入浴介護

○訪問看護

○訪問リハビリテーション、

○居宅療養管理指導

○居宅介護支援

○福祉用具・住宅改修

について、それぞれ令和 3 年度介護報酬改定の内容、関連する各種意見・サービス提供等の状況、現状と課題及び論点について協議が行われた。それぞれの論点として以下が挙げられた。

▶ 訪問介護

○訪問介護について、介護サービスの需要が増加する一方で、訪問介護員の不足感が強い状況である中、利用者の状態に応じて必要となるサービスを安定的に提供するために、どのような方策が考えられるか。

▶ 訪問入浴介護

○訪問入浴介護について、その機能・役割を踏まえつつ、看取り期等においても、利用者の安全を確保しながら、サービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。

▶ 訪問看護

○医療ニーズの高い在宅療養者が増加している中、退院直後からの支援、緊急時対応、ターミナルケ

ア等について、より質の高い訪問看護サービスを効果的・効率的に提供するためにはどのような方策が考えられるか。

▶ 訪問リハビリテーション

○医療機関からの退院時に医療保険から介護保険に移行する際も含め、必要な方に対して早期に、適切な期間リハビリテーションを提供するために、どのような方策が考えられるか。

○アウトカムの評価や認知症への対応など訪問リハビリテーションの内容を更に充実させるためにどのような方策が考えられるか。

▶ 居宅療養管理指導

○居宅療養管理指導について、利用者が可能な限り居宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを推進する観点から、どのような方策が考えられるか。

▶ 訪問リハビリテーション

○今後、高齢者人口の更なる増加や現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれ、多様な利用者のニーズへの対応が求められる中、業務効率化等の取組による働く環境の改善等を図るとともに、ケアマネジメントの質を向上させていくために、どのような方策が考えられるか。

▶ 福祉用具・住宅改修

○福祉用具・住宅改修を取り巻く状況の変化や「介護保険における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の議論の整理等を踏まえ、福祉用具等を利用者に適時・適切に提供するという観点から、どのような方策が考えられるか。

◇第 219 回(2023.7.10)

▶ 7月10日、厚生労働省は第219回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。

▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定にむけて、

○通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

○療養通所介護

○通所リハビリテーション

○短期入所生活介護

○短期入所療養介護

について、それぞれ令和3年度介護報酬改定の内容、関連する各種意見・サービス提供等の状況、現状と課題及び論点について協議が行われた。それぞれの論点として以下が挙げられた。

▶ 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

○通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護について、利用者に必要な日常生活上の機能向上並びに自立支援につながる質の高いサービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。

▶ 療養通所介護

○医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の生活を支える通所サービスを、継続して安定的に提供するために、どのような方策が考えられるか。

▶ 通所リハビリテーション

○医療機関からの退院時に医療保険から介護保険に移行する際も含め、必要な方に対して早期に、適切な期間リハビリテーションを提供するために、どのような方策が考えられるか。

○生活期におけるリハビリテーションのアウトカムについてどのように考えるか。また、ストラクチャー、プロセス、アウトカム評価を組み合わせた総合的な評価について、どのように考えられるか。

○リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組をさらに推進するため、どのような方策が考えられるか。

▶ 短期入所生活介護

○短期入所生活介護について、その機能・役割を踏まえつつ、利用者における多様なニーズに応じた

サービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。

▶ 短期入所療養介護

○短期入所療養介護について、在宅復帰・在宅療養支援機能を促進していく観点や、医療ニーズへの対応の更なる強化を図る観点などから、どのような方策が考えられるか。

◇第 218 回(2023.6.28)

▶ 6 月 28 日、厚生労働省は第 218 回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。

▶ 今回は、令和 6 年度介護報酬改定にむけて、

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護

○小規模多機能型居宅介護

○認知症対応型共同生活介護

○看護小規模多機能型居宅介護

について、それぞれ令和 3 年度介護報酬改定の内容、関連する各種意見・サービス提供等の状況、現状と課題及び論点について協議が行われた。それぞれの論点として以下が挙げられた。

▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について、両サービスの機能・役割や、これまでの介護報酬改定における対応等を踏まえ、両サービスの将来的な統合・整理に向けてどのように考えるか。

○また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、今後の更なる普及に向けて、限られた人材を有効に活用しながら、効率的なサービス提供を可能とする観点から、どのような方策が考えられるか。

▶ 小規模多機能型居宅介護

○利用者の態様や希望に応じて、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援することを目的として創設された小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に提供するなどのために、どのような方策が考えられるか。

▶ 認知症対応型共同生活介護

○今後も高齢化の進展による重度の要介護者、独居・認知症高齢者が増大する一方で、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれている中、認知症グループホームにおいて、

・ 医療ニーズへの対応の更なる強化を図る観点

・ 介護人材の有効活用を図る観点

などから、どのような方策が考えられるか。

▶ 看護小規模多機能型居宅介護

○医療ニーズを有する中重度の要介護者の生活を支える地域の拠点である看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に提供する等のために、どのような方策が考えられるか。

▶ また、「令和 4 年度介護従事者処遇状況等調査の結果」について報告が行われた。（詳細は下記第 37 回介護事業経営調査委員会記事参照）

◇第 37 回介護事業経営調査委員会(2023.6.16)

▶ 6 月 16 日、厚生労働省は第 37 回介護事業経営調査委員会を開催した。

▶ 会議では、「令和 4 年度介護従事者処遇状況等調査」の結果について報告が行われた。

▶ この調査は、令和 4 年 2～9 月交付の介護職員処遇改善支援補助金と、それを引き継ぎ令和 4 年 10 月に新設された介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を目的に実施された。次期介護報酬改定のための基礎資料となる。

▶ 調査結果では、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤者）の基本給等について、令和 3 年（取得前）と令和 4 年（取得後）を比較すると、10,060

円(+4.4%)の増加となった。

- ▶ また、介護職員処遇改善支援補助金を交付されている施設・事業所における介護職員(月給・常勤者)の基本給等について、令和3年(交付前)と令和4年度(交付後)を比較すると、9,210円(4.0%)の増加となった。
- ▶ 介護職員等ベースアップ等支援加算の届出(取得)の状況は、91.3%の事業所・施設が取得(令和4年12月時点)。取得していない理由は、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が40%、「計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため」が35.7%。

令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント(案)

- 本調査は、賃上げ効果の継続に資する取組として創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うことを目的として実施。取組の効果を見るため、**加算等取得事業所における介護職員の基本給等の変化に着目。**
- **介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所**における介護職員(月給・常勤の者)の基本給等について、同加算の取得前(令和3年12月)と取得後(令和4年12月)を比較すると**10,060円の増(+4.4%)**となっている。
- また、**介護職員処遇改善支援補助金を交付されている施設・事業所**における介護職員(月給・常勤の者)の基本給等について、同補助金の交付前(令和3年12月)と交付後(令和4年9月)を比較すると**9,210円の増(+4.0%)**となっている。

介護職員等ベースアップ等支援加算取得	令和3年12月	令和4年12月	差 額
基 本 給 等 (月給・常勤の者)	230,730円	240,790円	+10,060円
平 均 給 与 額	300,740円	318,230円	+17,490円

介護職員処遇改善支援補助金取得	令和3年12月	令和4年9月	差 額
基 本 給 等 (月給・常勤の者)	230,590円	239,800円	+9,210円
平 均 給 与 額	300,990円	317,540円	+16,550円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に、令和3年度と令和4年度ともに在籍している介護職員について比較している。
- ※2 基本給等 = 基本給(月額) + 手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)
- ※3 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(1~12月の支給金額の1/12。賞与等を含む。)
- ※4 金額は10円未満を四捨五入している。

令和4年度の加算等の取得状況	本調査(R4.12時点)※2	参考)介護給付費等実態統計等
① 介護職員等ベースアップ等支援加算	91.3%	89.0% ※3
② 介護職員処遇改善支援補助金	88.7%	75.1% ※4
③ 介護職員等特定処遇改善加算	75.0%	75.9% ※3
④ 介護職員処遇改善加算	94.5%	93.8% ※3

- ※1 ①~③における割合は、④を届出していると回答した施設・事業所数に対する割合。
なお、介護給付費等実態統計については、本調査の対象となるサービス以外も含めた割合となっている。
- ※2 ②の本調査における取得率は、令和4年12月時点で令和4年2月~9月までの状況を回答したもの。
- ※3 ①③④の右欄に記載の取得率は、介護給付費等実態統計(令和4年12月サービス提供分)による特別集計。
- ※4 ②の右欄に記載の取得率は、介護給付費等実態統計(令和4年2月サービス提供分)による特別集計及び各都道府県国民健康保険連合会「介護職員処遇改善支援補助金請求明細表」に基づき老人保健課で集計。

1. 加算・補助金による賃金改善の実施方法		
	ベア加算	補助金
ベースアップ等のみで対応	71.1%	68.2%
ベースアップ等とそれ以外を併用	28.1%	31.0%

2. 「ベースアップ等」としての賃金改善の方法(複数回答)		
	ベア加算	補助金
手当の新設	65.9%	65.3%
既存手当の引き上げ	17.5%	18.9%
給与表の改定	15.8%	15.4%
定期昇給	14.4%	13.9%

3. 介護職員以外に配分した職員の範囲(複数回答)		
※上位5つを掲載	ベア加算	補助金
生活相談員・支援相談員	45.1%	45.0%
看護職員	45.1%	44.7%
事務職員	31.5%	31.8%
介護支援専門員	29.9%	30.4%
PT・OT・ST又は機能訓練指導員	27.9%	27.5%

4. 届出を行わない理由(複数回答)		
※上位3つを掲載	ベア加算	補助金
賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	40.0%	34.3%
計画書や実績報告書の作成が煩雑	35.7%	34.2%
賃金改善の仕組みの定め方が不明	24.8%	22.0%

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会

◇第3回(2023.6.30)

- ▶ 6月30日、厚生労働省は第3回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会を開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き「多様な活動主体に対するヒアリング」および「介護予防・日常生活総合事業の充実に向けて」について協議が行われた。
- ▶ 「多様な活動主体に対するヒアリング」では、4つの民間企業・福祉サービス等提供者(さわやか福祉財団、全国老人クラブ連合会、独立行政法人都市再生機構、日本看護家政紹介事業協会)から要望事項や取り組み事例などが報告された。
- ▶ また、これまでの主な意見とさらに議論が必要な論点例が示され、議論が行われた。
- ▶ 論点例では、「1. 総合事業の充実に向けた工程表に盛り込むべき内容」、「2. 住民全体の取組を含む、多様な主体の参入促進のための方策」、「3. 中長期的な視点に立った取組の方向性」が示され、項目ごとに具体的な論点例が示され、協議が行われた。

<通知・公表>

内閣府「令和5年版高齢社会白書」(2023.6.20)

- ▶ 6月20日、「令和5年版高齢社会白書」が閣議決定された。

- ▶ 今回の白書は、「高齢化の状況」「令和4年度高齢社会対策の実施状況」、「令和5年度高齢社会対策」の3つの章から構成されている。
- ▶ 高齢化の状況について、令和4年10月1日時点での総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は29.0%となっている。
- ▶ 2070年には2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると予測している。
- ▶ また、高齢者の就業率の推移を見ると、60～64歳(73%)、65～69歳(50.8%)、70～74歳(33.5%)、75歳以上(11.0%)では、10年前の平成24年の就業率と比較して、令和4年の就業率はそれぞれ15.3ポイント、13.7ポイント、10.5ポイント、2.6ポイント伸びており、就業率は上昇傾向にあることがわかる。
- ▶ さらに、日常生活に制限のない期間(健康寿命)は、令和元年時点で男性が72.68年、女性が75.38年となっており、それぞれ平成22年と比べて延びている(平成22年→令和元年:男性2.26年、女性1.76年)。さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸び(平成22年→令和元年:男性1.86年、女性1.15年)を上回っている。

総務省「一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査の結果に基づく通知」(2023.7.14)

- ▶ 7月14日、総務省は「一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査の結果」を公表した。
- ▶ 本調査は一人暮らしの高齢者に対する見守り活動について、ポストコロナを見据えた持続可能な在り方やそのツールの構築等、地域の実情に応じた見守り活動の円滑かつ効果的な実施を促進していく観点から、見守り活動の現場である地方公共団体における、新型コロナウイルス感染症拡大前からの見守り活動の状況、コロナ感染拡大の影響、それを踏まえた対応等を調査し、関係行政の改善に資する情報を提供するために実施された。
- ▶ 調査結果をふまえ、見守り活動の担い手不足の中、地方公共団体においては、地域住民や関係機関との連携・協力、デジタルツールの活用等により見守り活動が実施され、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、訪問を電話・はがきに切り替えて見守り活動を継続するなど、創意工夫して取り組んでいる状況がみられたと評価した。
- ▶ また、厚生労働省に対し、地方公共団体に本調査結果を周知するなど、地域における持続的な見守り活動に資する取組を引き続き行うよう、要請した。
- ▶ これら取組を事例集として整理し、今後、多様な主体による複層的な見守り活動の重要性が増していくことなど、持続可能な取組としていくために重要となる視点を下記のとおり整理した。
 - ① 一人暮らしの高齢者が増加している一方、見守り活動を行う公的な担い手の確保に課題がみられており、これからは地域包括支援センターや民生委員等、特定の主体の見守り活動だけではなく、地域住民や民間事業者等の多様な主体による複層的な「互助」としての見守り活動の重要性が増していくこと。
 - ② 見守り活動の担い手不足といった課題に対しては、デジタルツールの活用を進めることが、「公助」、「互助」としての見守り活動の主体に掛かる負担軽減、「自助」による見守り活動の推進につながる。
 - ③ 地域のつながりが希薄化し、近所付き合いを通じた見守りが減少している中、サロンといった交流活動による地域住民同士の見守りの重要性が増していくこと。
 - ④ 対面での見守り活動は、高齢者の生活の実態把握や介護予防等の点で重要な取組であるのは引き続き変わらないが、見守り活動の主体や見守られる側の状況(健康状態や孤立の可能性等)に応じた対面と非対面(デジタルツール等の活用)の使い分けなど、ポストコロナを踏まえた見守り活動の在り方を検討する必要があること。

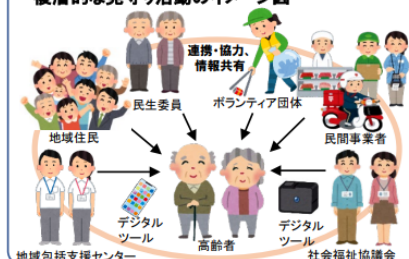
「一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査」の結果(概要)

調査の背景

- ◇ 今後も高齢化の進行が予測され、また、一人暮らしの高齢者が孤立する傾向も見受けられるため、見守り活動の重要性が増している現状
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面での見守り活動が制限され、その方法を変更せざるを得ない状況が発生
- ⇒ 地域の実情に応じた持続可能な見守り活動の展開に役立てるため、見守り活動の現場である地方公共団体の取組や課題等を調査

通知日: 令和5年7月14日 通知先: 厚生労働省

複層的な見守り活動のイメージ図



調査結果のポイント

- 地方公共団体が創意工夫して見守り活動を実施
 - ・ 見守り活動の担い手不足の中、地域住民や関係機関との連携・協力及び情報の共有、デジタルツールの活用等を実施
 - ・ 感染症拡大の影響は大きく、状況を踏まえ訪問を電話・はがきに切り替えるなど、見守り活動の方法について見直しを実施
 - ⇒ これらの工夫している取組を事例集として整理
- 持続可能な見守り活動としていくためには、以下の視点が重要
 - ・ 多様な主体による複層的な見守り活動の重要性が増していくこと。
 - ・ 見守り活動の主体や見守られる側の状況に応じた、ポストコロナを踏まえた見守り活動の在り方を検討する必要があること。

望まれる取組

厚生労働省は、地方公共団体に本調査結果を周知するなど、地域における持続的な見守り活動に資する取組を引き続き行うこと。

6. 障害者

<会議>

社会保障審議会障害者部会

◇第 136 回(2023.6.23)

- ▶ 6 月 23 日、厚生労働省は第 136 回社会保障審議会障害者部会を開催した。
- ▶ 今回は、障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行に関する政省令事項等について、具体的内容(案)等が示され、協議が行われた。
- ▶ また、こども家庭庁設立に伴う障害者部会及び障害児支援部会の今後の運営に当たっての留意事項について、所掌事務に基づき各部会を運営することを基本とするが、障害児・者の支援に断絶が生じないように、必要な連携を図っていくことが必要であり、以下の方策により、必要な情報共有・連携を図りながら両部会を運営することが示された。
 - 障害者支援及び障害児支援の双方に関連する重要事項を審議する際には、両部会を合同開催する。
 - 合同開催を要しない案件についても、障害児・者双方に関わる事項については、必要に応じて、両部会において審議又は報告を行う。
 - 一方の部会において、他方の部会に関わる委員の意見があった場合には、事務局を通じて関連する部会に情報共有する。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 29～34 回(2023.7.12～8.9)

- ▶ 7 月 12 日～8 月 9 日にかけて、厚生労働省は第 29～34 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、関係団体(計 49 団体)へのヒアリングを行った。
- ▶ 報酬改定に向け、現状のマンパワー不足、採用困難を解消するため、基本報酬及び人員配置基準の引き上げ、加算の見直しが必要であること、相談支援の充実強化に向け、ケアマネシメントの浸透に向けた相談支援専門員の確保や相談支援体制の強化と人材育成が必要であること等について提案された。
- ▶ 8 月 3 日の第 33 回会合では、「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果」が示された。主な内容は以下のとおり。
 - 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の基本給等について、同加算の取得前(令和3年 12 月)と取得後(令和4年 12 月)を比較すると 11,710 円の増(+5.1%)となっている。
 - 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所は令和4年 12 月時点で 86.8%
- ▶ 取得しない理由は、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑」36.9%、「計画書や実績報告書の作成が煩雑」29.3%となっている。

令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 本調査は、賃上げ効果の継続に資する取組として創設された福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うことを目的として実施。
取組の効果を見るため、**加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等の変化に着目。**
- **福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所**における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等について、同加算の取得前（令和3年12月）と取得後（令和4年12月）を比較すると**11,710円の増（+5.1%）**となっている。

【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所】

	令和3年12月	令和4年12月	差 額
基本給等（常勤の者）	229,650円	241,360円	+11,710円
平均給与額	295,160円	315,290円	+20,130円

※1 調査対象となった施設・事業所に令和3年度と令和4年度ともに在籍している福祉・介護職員の平均給与額を比較している。
 ※2 基本給等＝基本給（月額）＋手当のうち、毎月決まって支払われる手当
 ※3 平均給与額＝基本給（月額）＋手当＋一時金（1～12月の支給金額の1/12）
 ※4 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

【令和4年度の加算等の取得状況】

	令和4年12月時点
①処遇改善加算	79.3%
②特定処遇改善加算	72.3%
③ベースアップ等支援加算	86.8%

※1 ②、③における割合は、①を届出していると回答した施設・事業所数に対する割合。

<参 考>

1. 加算による賃金改善の実施方法	
ベースアップ等のみで対応	59.3%
ベースアップ等とそれ以外を併用	40.7%
2. 「ベースアップ等」としての賃金改善の方法（複数回答）	
手当の新設	66.7%
既存手当の引き上げ	18.8%
給与表の改定	17.8%
定期昇給	15.1%
3. 福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）	
※上位5つを記載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	75.0%
事務員	35.8%
看護職員	29.0%
管理栄養士・栄養士	19.4%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	17.9%
4. 届出を行わない理由（複数回答）	
※上位3つを記載	
賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	36.9%
計画書や実績報告書の作成が煩雑	29.3%
賃金改善の仕組みの定め方が不明	23.9%

※ベースアップ等支援加算を取得している施設・事業所における回答

1

労働政策審議会障害者雇用分科会

◇第129回(2023.6.12)

- ▶ 6月12日、厚生労働省は第129回労働政策審議会障害者雇用分科会を開催した。
- ▶ 今回は、障害者雇用促進法改正に伴う令和6年度施行分の政令・省令・告示案5点（「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案要綱」「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等案要綱」「障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間案要綱」）が示され、諮問が行われた。
- ▶ その後、厚生労働大臣に対し、協議された5点について原案どおりで妥当とする旨の答申が行われた。
- ▶ また、本分科会における2022年度の年度目標に係る評価（案）及び2023年度の年度目標の設定（案）が示され、2022年度のハローワークにおける障害者の就職件数は102,537件（対前年度比6.6%増）であり、目標であるコロナ禍以前の2019年度実績（103,163件）に近い水準（対2019年度比0.6%減）まで改善されており、2023年度の年度目標（案）は102,537件以上とされた。

<通知・公表>

厚生労働省「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの等の一部を改正する件」(2023.6.30)

- ▶ 6月30日、厚生労働省は「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの等の一部を改正する件」（サービス管理責任者等研修制度に関する告示改正）

を告示した。

- ▶ 今回の改正は、令和元年度からのサービス管理責任者研修の研修体系の見直し後、サービス管理責任者を直ちに確保することが困難となり、一部の事業所において運営に支障が生じていること等から、サービス管理責任者の質の確保を維持しつつ、サービス管理責任者等の人材確保を図る観点から、一部要件の緩和を行うもの。

- ▶ 主な内容は以下のとおり。

(実務経験(OJT))

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT2年以上)(※1)について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者(※2)である者が障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務(※3)に従事する場合は、「6ヶ月以上」とする。

※1 現行の実務経験(OJT)は、障害福祉サービス事業所以外の施設等での障害児者への支援業務も算定可能。

※2 相談支援業務又は直接支援業務に3～8年従事している者。

※3 サービス管理責任者等が配置されている事業所において、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合や、やむを得ない事由によりみなし配置されたサービス管理責任者等として個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合を想定。

(やむを得ない事由による措置)

やむを得ない事由(※)によりサービス管理責任者等が欠如した場合、欠如後1年間は研修の修了状況に関わらず、実務経験要件を満たす者をサービス管理責任者等とみなして配置することを可能としている従来の措置に加え、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能(最長2年間)とする。

- ・ 実務経験要件を満たす者であること

- ・ サービス管理責任者等の欠如する以前から当該事業所に配置されている者であって、かつ、欠如時に既に基礎研修を修了しており、実践研修の受講に向けた OJT を実施中である者

※ 「やむを得ない事由」について、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である旨を周知徹底し、自治体における適切な運用を図る

令和 5 年版障害者白書を公表(2023.6.20)

- ▶ 6月20日、令和5年版障害者白書が閣議決定され、公表された。
- ▶ 障害者白書は、障害者基本法第13条に基づき、平成6年から政府が毎年国会に提出する障害者のために講じた施策の概況に関する報告書であり、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況を掲載している。
- ▶ 今回の白書では、事業所による合理的配慮の提供の義務化等を含む「改正障害者差別解消法」の施行に向け、法や改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を分かりやすく解説し、施行に向けた政府の施策のほか、2023年度からの5年間を対象とした「障害者基本計画(第5次)」における各分野の障害者施策が掲載されている。
- ▶ また、教育、雇用、生活、まちづくり、情報アクセシビリティ・コミュニケーションなど、官民の取組、具体事例が30項目のピックアップで紹介されている。

雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績公表(令和4年度)(2023.5.31)

- ▶ 5月31日、厚生労働省は都道府県労働局や公共職業安定所(ハローワーク)における「雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績(令和4年度)」を公表した。
- ▶ ハローワークに寄せられた障害者差別および合理的配慮の提供に関する相談は 225 件(対前年度比 7.8%減)となった。うち、障害者差別に関する相談は 37 件(対前年度比 32.7%減)となり、合理的配慮の提供に関する相談は 188 件(対前年度比 0.5%減)となった。
- ▶ ハローワークが行った事業主への助言件数は1件、指導件数および都道府県労働局長が行った勧告件数は、前年度に引き続きともに 0 件であった。
- ▶ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 1 件(前年度 2 件)、障害者雇用調停会議による調停申請受理件数は 9 件(前年度 10 件)であった。
- ▶ 厚生労働省では、雇用分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る制度の施行状況をふまえ、制度のさらなる周知に努めるとともに、ハローワークなどに寄せられる相談への適切な対応と紛争解決のための業務の的確な実施に取り組むこととしている。

図表 1 内容別相談件数の推移(過去5か年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者差別	62	75	69	55	37
合理的配慮の提供	186	179	177	189	188
合計	248	254	246	244	225

図表 6 内容別助言件数の推移(過去5か年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者差別	15	13	9	3	0
合理的配慮の提供	50	63	45	6	1
合計	65	76	54	9	1

図表 7 内容別指導件数の推移(過去5か年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者差別	0	0	0	0	0
合理的配慮の提供	2	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	0

図表 8 内容別紛争解決援助申立受理件数の推移(過去5か年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者差別	0	2	3	1	0
合理的配慮の提供	3	1	9	1	1
合計	3	3	12	2	1

図表 9 調停申請受理件数の推移（過去 5 か年度）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害者差別	0	4	1	4	0
合理的配慮の提供	5	9	4	6	9
合計	5	13	5	10	9

令和4年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などの取りまとめ公表(令和4年度)(2023.5.31)

- ▶ 5 月 31 日、厚生労働省は令和 4 年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などの取りまとめを公表した。
- ▶ 新規求職申込件数は 233,434 件(対前年度比 4.2%増)、就職件数は 102,537 件(対前年度比 6.6%増)となり、いずれも前年度を上回った。コロナ禍以前の令和元年度と比較すると、新規求職申込件数は、前年度に引き続き令和元年度(223,229 件)を上回り、就職件数は令和元年度(103,163 件)に近い水準まで改善した。なお、就職率は 43.9%で、対前年度差 1.0 ポイント増となった。就職件数および就職率の詳細は以下のとおり。

	就職件数 (件)	対前年度差 (比)	就職率 (%) (対前年度差)
身体障害者	21,914	1,085 件増 (5.2%増)	37.7 (1.8 ポイント増)
知的障害者	20,573	616 件増 (3.1%増)	57.8 (0.2 ポイント増)
精神障害者	54,074	8,189 件増 (17.8%増)	43.8 (1.4 ポイント増)
その他の障害者 (※)	5,976	3,533 件減 (37.2%減)	37.0 (4.3 ポイント減)
合 計	102,537	6,357 件増 (6.6%増)	43.9 (1.0 ポイント増)

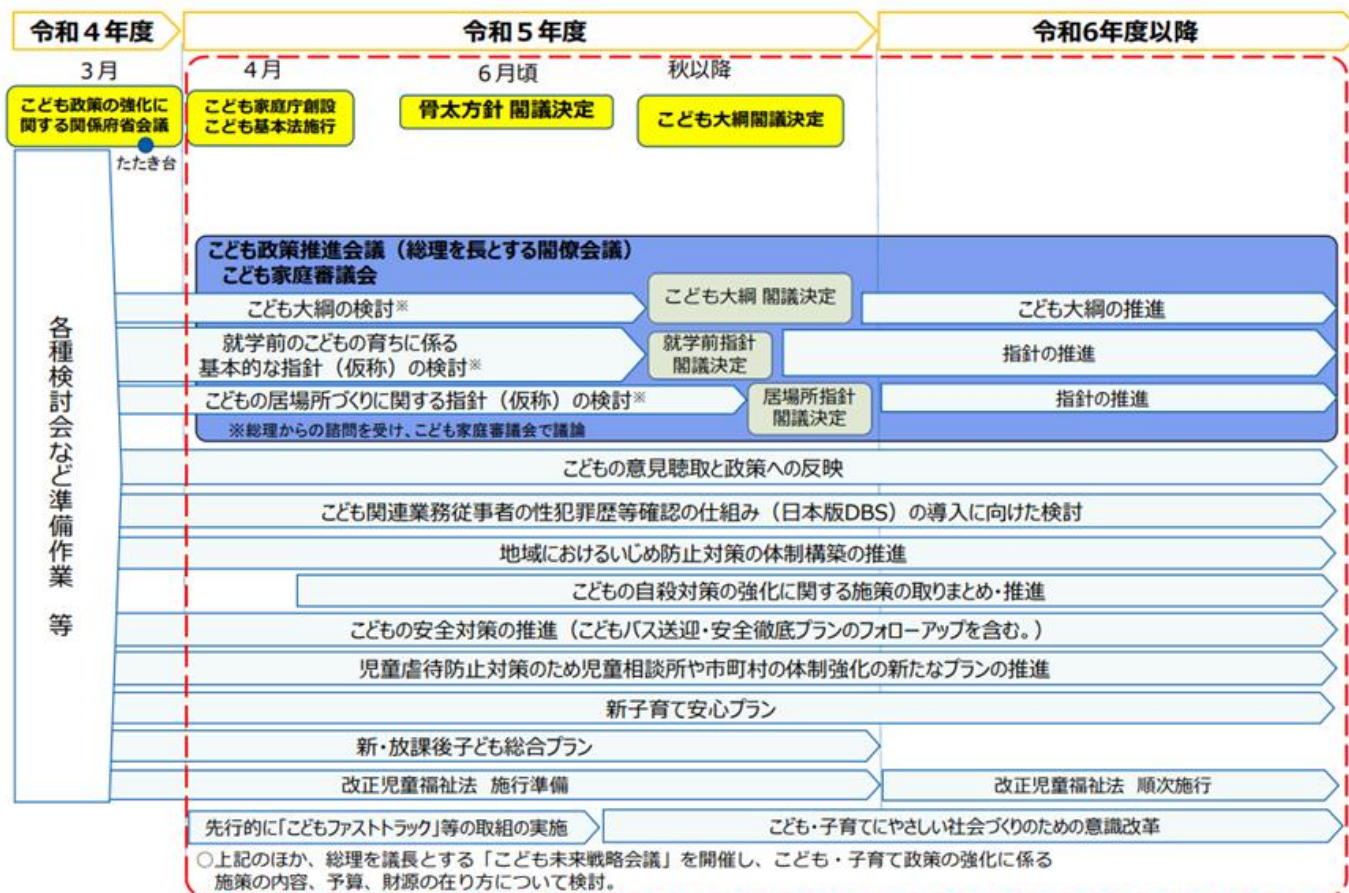
※「その他の障害者」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。対前年度差（比）減は、ハローワークシステム刷新の影響により、令和 3 年度において障害者手帳所持者が一部計上されていた影響が大きい。

- ▶ 就職件数の増加要因としては、前年度に引き続き新規求職申込件数が増加するとともに、障害者の就職先として比較的高い割合を占める「医療、福祉」、「製造業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「卸売業、小売業」において引き続き求人数が増加し、特に「卸売業、小売業」において令和 4 年度に求人数の増加幅が拡大したことによるものと考えられる。
- ▶ なお、ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は 1,605 人となり、前年度(1,656 人)を下回った。

7. 子ども・家庭福祉

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（イメージ）

【参考資料 5】



こども政策に関する国と地方の協議の場（第1回：令和5年5月10日）資料

<会議>

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第1回(2023.8.1)

- ▶ 8月1日、こども家庭庁は第1回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会を開催した。
- ▶ 本分科会では、主に子ども・子育て支援法の基本指針に関する事項、給付費や施設等の各種基準、公定価格に関する事項等について審議を行うこととされている。
- ▶ 第1回目の会議では、「子ども・子育て支援をめぐる課題」について、6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」や「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策」、「令和4年教育・保育施設等における事故報告集計」について説明・報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 「令和4年教育・保育施設等における事故報告集計」については、教育・保育施設等で発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、令和4年1月1日から12月31日までの期間内に国に報告があったものの件数について、下記のとおり報告が行われた。
 - 報告件数は 2,461 件(対前年+114)
 - 負傷等の報告は 2,456 件(対前年+114)、そのうち 1,897 件[77%](対前年+9)が骨折によるもの
 - 負傷等の事故の発生場所は、施設内が 2,182 件[89%]（対前年+80）、そのうち 1,256 件[58%](対前年+12)は施設内の室外で発生
 - 死亡の報告は 5 件(対前年±0)

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第6回(2023.8.10)

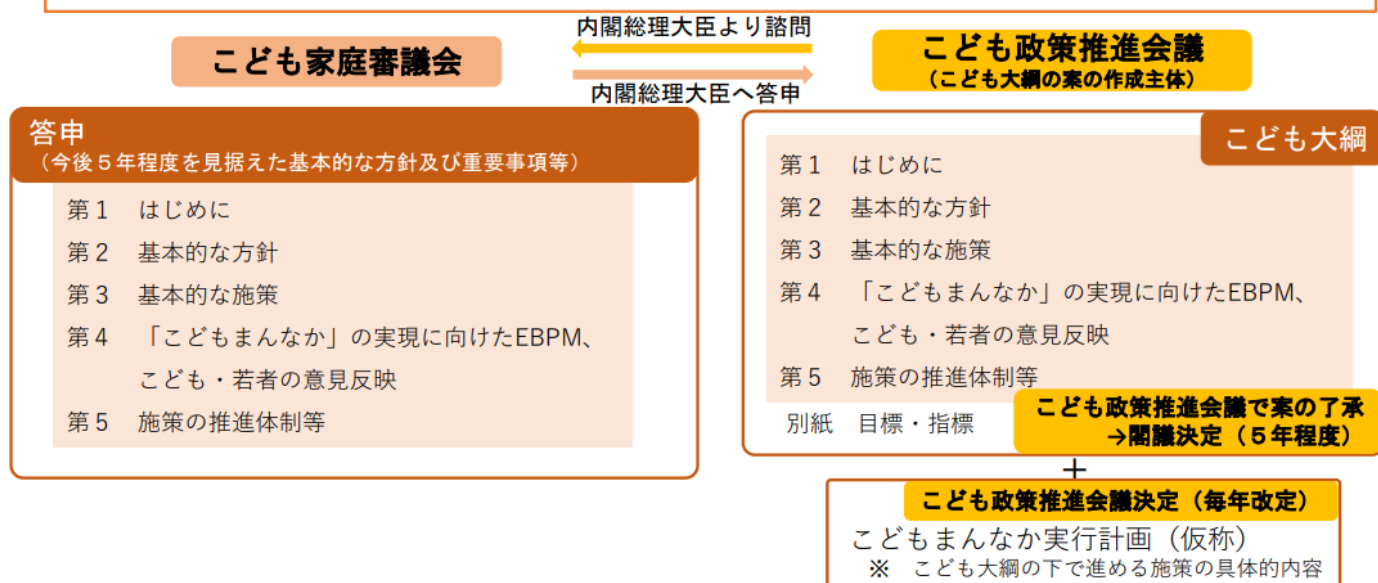
- ▶ 8月10日、こども家庭庁は第6回こども家庭審議会基本政策部会を開催した。
- ▶ 今回は、こども大綱の各論のうち、「『こどもまんなか』の実現に向けたEBPM」「こども・若者の意見反映」「施策の推進体制等」について協議が行われた。
- ▶ また、今後の進め方について下記のとおり示された。

(1) 今後のスケジュールについて

- | | | |
|-------|---|-----------------------|
| 9月上旬 | 第7回基本政策部会（中間整理案①） | } 中間整理に向けた議論
とりまとめ |
| 9月中旬 | 第8回基本政策部会（中間整理案②） | |
| 9月下旬 | こども家庭審議会総会（中間整理） | |
| 10月中 | こども・若者、子育て家庭等の意見を聴く取組 | |
| | [①こどもわかものいけんの会（仮称）（10月15日） ②公聴会（10月15日）
③こどもパブリックコメント ④パブリックコメント
⑤こども若者★いけんぶらす ⑥インターネットモニターへのアンケート
⑦若者団体ヒアリング ⑧経済界・労働界ヒアリング] | |
| 11月中旬 | 第9回基本政策部会（答申案） | } 答申に向けた議論
とりまとめ |
| | （11月中下旬 基本政策部会（答申案）※予備日） | |
| 11月下旬 | こども家庭審議会総会（答申） | |
| | （答申を踏まえ、政府部内において作業） | |
| 12月 | こども政策推進会議でこども大綱の案の了承
こども大綱の閣議決定 | |

（２）答申とこども大綱の関係について

- ・こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣）が、こども大綱の案を作成（こども基本法第17条第2項第1号）。
- ・4月に開催された同会議における決定を踏まえ、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」の内閣総理大臣からの諮問を受けて、現在、こども家庭審議会の下で調査審議が進められているところ。
- ・こども家庭審議会の答申は、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等」として、こども大綱の第1～第5に該当する部分が対象。
- ・答申を踏まえて、こども政策推進会議が、「目標・指標」を含めたこども大綱の案を作成した上で、閣議決定。
 - ✓「目標・指標」は、答申を踏まえて、こども政策推進会議の下で検討・調整。
 - ✓こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、「こどもまんなか実行計画（仮称）」として、こども政策推進会議において、大綱の案の了承と併せて、決定。



◇第5回(2023.7.25)

- ▶ 7月25日、こども家庭庁は第5回こども家庭審議会基本政策部会を開催した。
- ▶ 今回は、こども大綱の各論のうち、(4)青年期、(5)各ライフステージに共通する事項等について協議が行われた。また、大綱における第3章「基本的な施策の構成」について、はじめに「縦断的な施策」として全てのこども・若者に関する施策を記載したうえで、虐待・貧困等の課題に対する施策を記載すること。そのうえでライフステージごとに施策を記載すること等が協議された。

◇第4回(2023.7.13)

- ▶ 7月13日、こども家庭庁は第4回こども家庭審議会基本政策部会を開催した。
- ▶ 今回は、こども大綱の各論のうち、「幼児期まで」「学童期」「思春期」について、こども・若者が社会生活を営むにあたって、学童期はどのような意味を持ち、充実した学童期を過ごすことはどのような点で重要なのか、また、それを踏まえて学童期のこども・若者への支援に取り組むに当たってはどのような点に留意すべきか等、こども大綱に盛り込まれるライフステージごとの基本的な施策について、協議が行われた。

(参考3)こども大綱の枠組み(案)について

※第3回基本政策部会資料3-1より(第3 基本的な施策の項目について一部修正。)

第1 はじめに

- (1)こども・若者や子育て家庭を取り巻く現状
- (2)こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

○こども基本法の下でこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の姿を、主語を「こども・若者」として、こどもや若者の視点で提示。

第2 基本的な方針

○国は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後5年間、こども基本法や以下の方針に基づき、こども施策を総合的に推進する。

- (1)こども・若者を意見表明と自己選択・自己決定の主体として認識し、その人格・個性を尊重する
- (2)こどもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その視点に立って考える
- (3)こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応していく
- (4)全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こども・若者の現在と将来が虐待・貧困などその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- (5)仕事や結婚、子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえるようにする
- (6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

第3 基本的な施策

- (1)幼児期まで
- (2)学童期
- (3)思春期
- (4)青年期
- (5)各ライフステージに共通する事項等

○こどもが乳幼児期から学童期、思春期を経て、若者として社会生活を送り、やがて、自らも家族を持ち、こどもを産み育てることやこどもとの生活を始める当事者世代となるライフステージに沿って提示。

○こども・若者の主体的な選択を尊重。とりわけ、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観・考え方を尊重することが大前提。

第4 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映

- こどもや若者、子育て当事者の視点に立った調査研究の充実
- 様々なデータ・統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者の権利利益の保護に十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善
- 様々な手法を組み合わせ、声を挙げにくい状況にあるこどもを含め、様々なこども・若者の意見を聴き、政策に反映する
- こども・若者や子育て家庭の意見を政策に反映させる取り組みを継続的に行うとともに、それに必要な体制整備を図る

第5 施策の推進体制等

○こども大綱の進捗をこども家庭審議会において点検・評価・公表し、その結果を踏まえ、毎年、こども政策推進会議において、こども大綱に盛り込まれた具体的な施策を改定し、関係省庁において実行するなど、大綱の期間内においても継続的に施策の点検と見直しを図る

別添1 施策の具体的内容

- 上記第3で示した方向性の下での具体的施策を記載
- 毎年、こども政策推進会議で改定した上で、関係省庁の概算要求等に反映させる

別添2 成果目標、指標

◇第3回(2023.6.30)

- ▶ 6月30日、こども家庭庁は第3回こども家庭審議会基本政策部会を開催した。
- ▶ 今回は、こども大綱の枠組み、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会像」、基本的な方針について、前回の議論をふまえた案が示され、協議が行われた。
- ▶ こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」については、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、すなわち、こども・若者の幸福追求と社会経済の幸福・持続可能性の両面を同時に実現するものであると示された。
- ▶ 基本的な方針については、
 - ①こども・若者を意見表明と自己選択・自己決定の主体として認識し、その人格・個性を尊重する
 - ②こどもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その視点に立って考える

③子どもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応していく

④全ての子ども・若者への対応を基本としつつ、子ども・若者の現在と将来が虐待・貧困などその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする

⑤仕事や結婚、子育てに希望を持つことができ、その希望をかなえるようにする

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する
の6つの項目が示された。

- ▶ また、国及び地方公共団体が行う子ども施策の策定・実施・評価における子ども・若者の参画及び意見反映の在り方や促進方策等について調査審議を行う、子ども・若者参画及び意見反映専門委員会を本部会の下に設置することとなった。

◇第2回(2023.6.20)

- ▶ 6月20日、子ども家庭庁は第2回子ども家庭審議会基本政策部会を開催した。
- ▶ 今回は、子ども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針について協議が行われた。
- ▶ 子ども大綱の枠組みとしては、①はじめに、②基本的な方針、③基本的な施策、④子ども・若者の意見反映、子ども・若者の視点に立ったEBPMの推進、⑤施策の推進体制等の5つの柱で構成するとともに、別添として施策の具体的内容や成果目標、指標を加えることが示された。特に、別添の施策の具体的内容においては、③基本的な施策の具体的内容を示したものであり、子ども大綱策定後、本部会で施策の進捗状況をチェックしたうえで、子ども政策推進会議で毎年改訂することが想定されている。

子ども家庭審議会 基本政策部会 子ども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第1回(2023.7.10)

- ▶ 7月10日、子ども家庭庁は第1回子ども家庭審議会基本政策部会 子ども・若者参画及び意見反映専門委員会を開催した。
- ▶ 本委員会は、国及び地方公共団体が行う子ども施策の策定・実施・評価における子ども・若者の参画及び意見反映の在り方や促進方策等について調査審議を行うため設置された。
- ▶ 第1回委員会では、「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」「子ども・若者意見反映推進事業(子ども若者★いけんぷらす)」「令和5年度調査研究」について事務局から説明が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 今後、年度末までに計4回開催し、協議が行われる。

子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会

◇第5回(2023.7.28)

- ▶ 7月28日、子ども家庭庁は第5回子ども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会を開催した。
- ▶ 今回は団体ヒアリング(全国児童発達支援協議会、日本知的障害者福祉協会、日本発達障害ネットワーク、家庭的保育全国連絡協議会、全国病児保育協議会)及び、委員ヒアリング(岐阜県飛騨市長 都竹淳也氏、あきやま子どもクリニック院長 秋山千枝子氏)を実施した。今回で計3回行われた団体ヒアリング及び委員ヒアリングが終了し、次回以降中間とりまとめに向けた協議が行われる。
- ▶ 今後9月中を目途に中間とりまとめが取りまとめられ、その後10月から最終とりまとめに向けた協議が行われる予定。

◇第4回(2023.7.10)

- ▶ 7月10日、子ども家庭庁は第4回子ども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会を開催した。
- ▶ 今回は、団体(全国認定子ども園連絡協議会、全国認定子ども園協会、全国保育サービス協会、全国保育協議会、全国私立保育連盟、全国児童養護施設協議会、全国国公立幼稚園子ども園長会、子育てひろば全国連絡協議会)からのヒアリングを行い、保育教諭等の社会的地位の向上、更なる処遇改善

及び、養成施設などを通して、共に子育てに寄与する喜びを共有できる人材の確保が急務であることなど、昨年度実施した「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針に関する有識者懇談会」の論点整理への受け止めや補うべき視点、第 1 回目で示された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定及びその実施に向けた検討論点案」に関する考え等について報告された。

▶ 全国保育協議会からの主な発言内容は下記のとおり。

- この度、ようやく、子どもがまんやかに置かれることとなったが、もう 1 歩、子どもをまんやかにするのであれば、就労ありきの社会の軸足を、将来の日本を担う人材の育成という視点から、子どもにふさわしい生活リズムに基づく生活を保障する社会に転換していくことが必要。
- 子どもの生活や発達に連続しているという視点から、「論点整理」の「こどもまんやかチャート」ではその後の育ちにおいても言及していくことが必要である。
- 「論点整理」の「こどもの育ちを見る三つの視点」の「心」に含まれているものかもしれないが、育ちを見る時に「子どもの感情」「こどもの表現力」「こどものコミュニケーション力」と言う視点も欠かせない。
- 「発達の鍵となる『安心と挑戦の循環』のイメージ」は、挑戦と安心が交互に相乗効果となる様に見えるが、挑戦をすれば、「成功しても失敗をしても」そこからの学びある。また、土台となる安心には環境的な面として、誰かの「見守り」があった方がよいのではないか。
- 昨年末からの不適切保育を受けて、不適切なかかわりを振り返ることはもちろん大切であるが、更に求められるのは、子どもを大切にする保育を子どもの立場で考え、保育者にとっても子どもたちにとっても、安心できる保育を具体的にどのように行っていくかということである。
- 本指針も含め、日本国憲法、児童憲章、子どもの権利条約、等々、こどもをめぐる施策を裏付けるものが普段子どもと関わらない人にも届けられているか検証を行ったうえで、すべての人々に届けられるようにしなければならない。

▶ 全国児童養護施設協議会からの主な発言内容は下記のとおり。

- 本指針の記載されている「こども」に社会的養護で暮らす子どもは含まれているのか。また、「保護者・養育者」にひとり親家庭、多国籍の家庭、里親家庭、養子縁組家庭、施設養育関係者は含まれているのか。
- 本指針の目的である「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず」、「切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築」していく上では、現在、社会的養護で暮らす子どもや地域で支援を必要とする子育て家庭の環境も考える必要がある。
- 胎児期からのネグレクトや虐待、あるいは DV 被害の恐怖にある母親との生活、喫煙、飲酒等の生活環境が、その後の子どもの育ちに大きな影響を与えるため、妊娠前からの関わりが必要である。
- 子どもは、社会的経験から安心と挑戦をいったりきたりして世界を獲得していくので、繰り返せるように安心した環境の提供が重要である。
- 子どもは、何があっても見放されないという「絶対的な受容」を経験しているかどうか重要で、どういう安全基地をもっているか。「幼児期」「就学期」等の子どもの年齢で見ずに、子ども一人ひとりの発達でみることが重要である。
- 保護・支援を必要とする子どもやその家庭に対する早期支援を行い、重篤化させないような予防的支援も必要である。
- どこで生活していても、等しく子どもの育ちが保障される社会(環境)が重要であり、事業を実施する自治体の規模や地域性により、支援に切れ目が生じないようにする必要がある。
- 児童養護施設による広域の地域支援と、地域の広場事業などの子育て支援事業等により、支援を必要とする人に重層的な支援が届くようにする必要がある。
- 子どもの権利擁護を守るため、子どもの意見や意向をくみ取り、子どもの権利を代弁する方策と、「子ども最善の利益」や「育ち」を踏まえた対応方策の調整が重要。

◇第 3 回(2023.6.26)

- ▶ 6 月 26 日、こども家庭庁は第 3 回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会を開催した。
- ▶ 今回は、団体ヒアリング(認定こども園連盟、全国小規模保育協議会、日本保育協会)及び、委員ヒアリング(京都教育大学教授 古賀松香氏、NPO 法人 Social Change Agency 代表理事 横山北斗氏、武庫川女子大学教授 倉石哲也氏)を実施した。
- ▶ 団体ヒアリングでは、昨年度実施した有識者懇談会の論点整理への受け止めや補うべき視点、第 1 回目で示された論点案に関する考え等を、委員ヒアリングでは、こどもが発達的に遊ぶことを通して主体的に生きる権利を実現する存在であることが社会的に理解されることの必要性などについて報告された。

◇第 2 回(2023.6.14)

- ▶ 5 月 16 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会を開催した。
- ▶ 今回は、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定に向けたスケジュール及び、こどもとすべての人の声を幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)へ反映する方策について協議が行われた後、委員ヒアリング(日本社会事業大学 有村大士氏、國學院大學 鈴木みゆき氏)を行った。
- ▶ 基本的な指針(仮称)の策定に向けては、9 月を目途に中間とりまとめ、10 月以降に最終とりまとめを示すこととしており、こどもとすべての人の声を反映する方策として、当事者であるこどもや保護者、養育者、保護者等の声(思いや願い)を聴く機会の確保、「こどもまんなかチャート」で示した社会全体すべての人に向けたアンケートの実施、保育・幼児教育関係団体や子育て関係団体等へのヒアリングの実施などが示された。なお、最終とりまとめの内容は、こども家庭審議会の答申に反映し、その後、所要の手続きを経て、基本的な指針(仮称)を閣議決定することとしている。
- ▶ また、委員ヒアリングを実施し、周縁化への対策の必要性、保育の中の睡眠をめぐる問題について報告された。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 6 回(2023.8.9)

- ▶ 8 月 9 日、こども家庭庁は第 6 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催した。
- ▶ 今回は「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」の各論点案が下記のとおり示され、これまでの委員からの主な意見等が整理され、協議が行われた。

第1章 はじめに

1. 策定までの経緯
2. こどもの居場所づくりが求められる背景
3. こどもの居場所づくりの理念（こどもの居場所づくりを通じてつくりたい未来）

第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

1. こどもの居場所とは？
2. こどもの居場所の性質とは？
3. こどもの居場所づくりとは？
4. 「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」が対象とする範囲とは？
 - ・対象とする年齢の想定は？
 - ・本指針におけるこどもの居場所の範囲とは？

第3章 こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的視点

1. 視点の構成：「ふやす」、「つなぐ」、「みがく」、「ふりかえる」
各視点に共通する事項：「こどもの声を聴いて、こどもの視点に立つこと」など
2. 「ふやす」 多様で多数のこどもの居場所を整備する
・こどもが自分のニーズに合った居場所を選べるよう、地域で多種・多様なこどもの居場所づくりが行われるためには？
3. 「つなぐ」 こどもが居場所につながる
・こどもが、知り、見つけ、利用しやすい居場所づくりのためには？
4. 「みがく」 こどもにとってよりよい居場所であり続ける
・こどもにとってよりよい居場所であるために、大切にしたい視点とは？
5. 「ふりかえる」 こどもの居場所づくりを検証する
・どのように、こどもの居場所づくりを検証するのか？
※ 上記の視点に関して、官（国や地方公共団体）と民（中間支援団体や現場の民間団体等）のそれぞれの役割について整理する。



第4章 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における施策推進への支援
3. 施策の実施状況等の検証・評価
4. 指針の見直し

1. 総論

- 1-1. こどもの居場所づくりが求められる背景とは？
 - 1-1-1. こどもの居場所づくりの現状と課題とは？
 - 1-1-2. なぜこどもの居場所づくりが必要か？
- 1-2. こどもの居場所づくりの理念とは？
 - 1-2-1. こどもの居場所づくりを通してつくりたい未来（目指すもの）とは？
 - 1-2-2. こどもの居場所づくりにおける測定可能な指標とは何か？またどのようにモニタリングするか？
- 1-3. こどもの居場所、居場所の性質とは？こどもの居場所づくりとは？
- 1-4. こどもの居場所づくり指針が対象とする範囲とは？

2. こどもが自分のニーズに合った居場所を選べるよう、地域で多種・多様な居場所づくりが行われるためには？

- 2-1. こどもの居場所になっている、なりえる地域資源をどのように把握するか？
- 2-2. こどもが抱える居場所に対するニーズをどのように把握するか？
- 2-3. ニーズに応じたこどもの居場所をどのように整備するべきか？
 - 2-3-1. こどもの居場所づくりに活かせる既存リソースをどう活用して、こどもの居場所を整備するか？
 - 2-3-2. 新たなリソースによるこどもの居場所づくりが促進されるためには？
 - 2-3-3. 様々なこどもの居場所づくりが継続して行われるためには？

3. こどもが、知り、見つけ、利用しやすい居場所づくりのためには？

- 3-1. こどもが身近な居場所について、知り、見つけやすくするために必要なことは？
- 3-2. こどもの居場所づくりの場につながりにくいこどもが、つながりやすくするためには？
- 3-3. こどもが、居場所を利用しやすくするためには？

4. こどもにとってよりよい居場所であるために、大切にしたい視点とは？

- 4-1. こどもがその場を居場所と感じるために必要なことは？
- 4-2. 安心安全が保障されたこどもの居場所づくりとは？
 - 4-2-1. 居場所の安全性と開放性（出入り自由等）のバランスをどのように調整するのか？
- 4-3. こどもの声を聞き、その声が反映されるこどもの居場所づくりとは？
- 4-4. 居場所同士や他関係機関などと、どのように連携・協働を図るべきか？
- 4-5. こどもの居場所づくりの担い手が、互いの取り組みから学び合うために何が必要か？

5. どのように、居場所づくりを検証するのか？

- 5-1. 「居場所がある・ない」のこどもの数の増減など、どのように測定、把握するのか？
- 5-2. こどもの居場所づくりが促進されているかどうかの進捗をどのように測定するのか？
- 5-3. 居場所があることが、こどもの育ちにとってどんな影響があるのか？
(居場所がないことは、こどもの育ちにとってどんな悪影響があるのか？)
- 5-4. 居場所がないと感じるこどもは、どんな特徴や傾向を持っているのか？

◇第 5 回(2023.7.31)

- ▶ 6 月 13 日、こども家庭庁は第 5 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催した。
- ▶ 今回は「こどもたちはどこ・何に「自分の居場所」を感じ、その居場所に何を求めているのか？」について、こどもヒアリング及び意見交換が非公表で行われた。

◇第 4 回(2023.7.14)

- ▶ 7 月 14 日、こども家庭庁は第 4 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催した。
- ▶ 今回は居場所づくりに関係する団体からのヒアリングが行われたほか、居場所づくりに関係する団体への事務局によるヒアリング結果について報告が行われた。

◇第 3 回(2023.6.13)

- ▶ 6 月 13 日、こども家庭庁は第 3 回こども家庭審議会こどもの居場所部会を開催した。
- ▶ 今回は、居場所づくりに関係する団体からのヒアリングを実施した後、ヒアリング結果の中間報告、部会におけるこどもへのヒアリング概要についての案が示され、協議が行われた。
- ▶ 部会におけるこどもへのヒアリングについては、10 歳～30 歳程度までを対象とし、どのような場を居場所と感じているのか、またその場に何を求めているのかなどを通じて、こどもたちの視点に立った居場所づくりの視点や理念等を取りまとめることを目的とし、7 月 31 に実施予定。主なヒアリングの内容は以下のとおり。

○こどもたちはどこ・何に「自分の居場所」を感じ、その居場所に何を求めているのか？

【居場所づくりへの視点・要素】

- ・自分にとっての居場所だと感じる、場や人などはある(いる)か？また、それはどんな場や人か？
- ・その居場所では、どんな気持ち(感情)になるか？ 等

【こどもの意見と居場所づくり】

- ・その居場所の中で、自分の意見を聴いてもらっていると感じているか？それはどんな場面で感じられるか？
- ・自分の意見を聴いてもらえていることで、どんな気持ちになるか？

【居場所へのアクセシビリティ】

- ・住んでいる地域の中に、行ってみたいけれど、まだ行けていない場所はあるか？
- ・また、それはなぜ行けないのか？

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会

◇第 2 回(2023.6.13)

- ▶ 6 月 13 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会を開催した。
- ▶ 今回は、令和 6 年度より施行される改正児童福祉法で新設・改正した事業、施設に関し、政令や内閣府令で定める内容について協議が行われた。

- ▶ 今後、こども家庭庁において、政令・内閣府令等の発出に向けた作業が進められる。

改正法による政府令事項一覧

- 改正児童福祉法で新設・改正した以下の事業、施設について、政令・内閣府令で定める内容についてお諮りするもの。

	政令事項	府令事項	通知事項
児童自立生活援助事業	▶ 対象者、対象理由	▶ 実施場所・類型・入居定員・職員配置基準・施設設備基準・届出事項・対象理由のうち教育施設	
社会的養護自立支援拠点事業		▶ 事業内容・届出事項	▶ 対象者・実施場所
里親支援センター		▶ 事業内容・施設設備基準・職員配置・センター長の資格・第三者評価・関係機関との連携	▶ 実施場所
妊産婦等生活援助事業		▶ 利用勧奨・届出事項	▶ 対象者・実施場所
子育て短期支援事業		▶ 事業内容・支援期間	
子育て世帯訪問支援事業		▶ 事業内容・訪問支援員の要件・対象者	
児童育成支援拠点事業		▶ 届出事項	▶ 職員配置・開所日数 開所時間 等
親子関係形成支援事業		▶ 事業内容・対象者	
相談機関		▶ 実施場所	▶ 事業内容

2

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第1回(2023.6.28)

- ▶ 6月28日、こども家庭庁は第1回こども家庭審議会障害児支援部会(部会長:有村大士 日本社会事業大学社会福祉学部教授)を開催した。
- ▶ 本部会は、こども家庭審議会の下に置かれ、障害児支援に関する調査審議を行うことを目的として設置された。なお、障害者支援及び障害児支援の双方に関連する重要事項を審議する際には、社会保障審議会障害者部会との合同開催や、双方の部会へ適宜報告するなど、必要な情報共有・連携を図りながら、両部会を運営することとする。
- ▶ 今回は、こども家庭庁より、障害児支援を巡る直近の大きな動きとして、改正児童福祉法をふまえた取組等が報告された後、障害児支援の在り方や地域の中核的役割を担う児童発達支援センターの在り方など、障害児施策について意見交換が行われた。

こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

◇第1回(2023.7.28)

- ▶ 7月28日、こども家庭庁は第1回こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会(部会長:新保幸夫 神奈川県立保健福祉大学教授)を開催した。
- ▶ 本部会は、「こどもの貧困対策に係る施策に関する事項の調査審議」「ひとり親支援施策に関する事項の調査審議」を行うことを目的に設置された。
- ▶ 第1回部会では、こども家庭庁からひとり親世帯・貧困世帯に関する調査結果の報告や予算・事業に関する説明、併せてこども大綱策定に向けて、これまで出された意見等に関する説明説明が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ 意見交換において、委員として参画している全母協からは下記のとおり発言があった。

- 本部会では、こどもの貧困対策に係る施策に関する事項の調査審議、およびひとり親支援施策に関する事項の調査審議をお願いします。
- 子育て世帯の約 1 割がひとり親世帯であり、そのひとり親世帯の約 5 割が相対的貧困の状況にあるといわれており、ひとり親家庭への支援は喫緊の課題である。
- 平成 25 年 6 月に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から、今年で 10 年を迎え、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習支援・就労支援をはじめとした、さまざま支援をさらに発展させる必要性を感じている。
- 本日は、子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援へのこの間の取り組みについて説明するとともに、それらをふまえて委員からの意見をいただきたい。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議

◇第 5 回(2023.7.5)

- ▶ 7 月 5 日、こども家庭庁は第 5 回子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、事務負担への配慮、データベースの構築、集計・分析・公表までの流れとプラットフォームについて協議が行われた。各議題における主な問いは、以下のとおり。
 - 【事務負担への配慮】
 - ・既存の届出、報告、あるいは公表の制度において、具体的にどのような情報が提供されているのか。
 - ・既存の情報またはデータベースに提供する情報を活用し、事業者のワンスオンリーを実現するための課題は何か。
 - 【データベースの構築】
 - ・地方自治体で独自に構築された実績報告等のデータベースや私学事業団の調査研究など、「ここ de サーチ」以外に活用できるデータベースはないか。
 - ・地方自治体の情報公開制度との連携の余地はないか。
 - 【集計・分析・公表までの流れとプラットフォーム】
 - ・集計・分析・公表を円滑に実施する上で、プラットフォームにどのような機能を備えるべきか。
 - ・施設・事業者、地方自治体、国、委託機関等との間での事務フローはどのような流れとするべきか。
 - ・新たな経営情報の収集・公表は、既存のここ de サーチのプラットフォームを基盤として構築する方向で問題はないか。

◇第 4 回(2023.5.31)

- ▶ 5 月 31 日、こども家庭庁は第 4 回子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、継続的な見える化の目的と法令制度、収集する情報、公表の方法、対象組織の範囲と例外措置について協議が行われた。各議題における主な問いは、以下のとおり。
 - 【継続的な見える化の目的と法令制度】
 - ・各ステークホルダー(行政機関、国民、保育・幼児教育の利用者、求職者、施設・事業者、研究者、コンサルタント等)にとっての「見える化」の目的・効果とは何か。
 - ・目的・効果の実効性を担保するために、関係者の合意を得つつ、法令制度に位置付けることが必要ではないか。
 - 【収集する情報】
 - ・新たに収集する財務情報の項目・粒度をどのように設定すべきか。
 - ・収集する財務情報のフォーマットは経営主体や施設の類型を問わず統一すべきか(会計期間を含む)。
 - ・非財務情報を収集する場合、どのような項目を、どのような目的をもって収集するのか。

・経営実態調査と新たに整備する見える化の制度はどのような補完関係があるべきか。

【公表の方法】

・収集した情報はどのような形式で公表されるべきか。

・個別の施設・事業者の経営情報や従事者の個人情報の保護の観点から、どのような配慮が必要か。

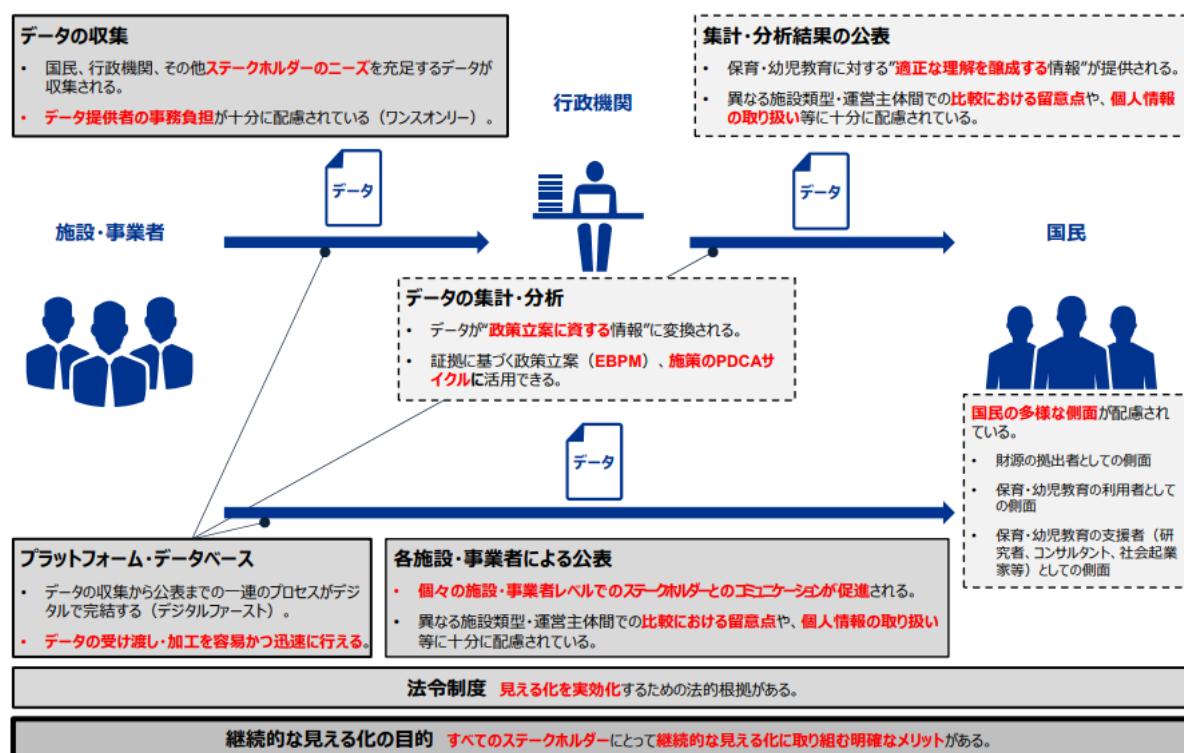
【対象組織の範囲と例外措置】

・「報告対象外」とする範囲をどのように理由付けするか。また、対象か対象外かの基準値として何を設定するか。

・特定の事業者に対する「例外措置」の内容として、施行時期を延期する、報告対象項目を絞り込むなどを想定するべきか。

資料 1

保育・幼児教育分野における継続的な見える化の全体像



※各Boxの枠線の太さは議論の優先度を示している。制度のコンセプトや、制度の骨格を形成する事項を、特に議論の優先度が高いものとして識別している。

1

こども政策 DX 推進チーム

◇第4回(2023.6.7)

- ▶ 6月7日、こども家庭庁は第4回こども政策DX推進チームを開催した。
- ▶ 本推進チームは、DXの推進を通じて、こどもや子育て家庭が必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備することや、こども政策の現場に携わる方々の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかかる時間やエネルギーをできるだけこども政策の質の向上に振り向け、こどもまんなか社会の実現を図っていくことを目的として設置されており、昨年12月から計3回議論を行い、3月にこども家庭庁設立後のこども政策DXの推進に向けた工程を整理した「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」を示している。
- ▶ 今回は、先進的な取組を行う自治体の事例や2月から3月に実施された妊娠や出産等の手続きに関するアンケートの調査結果について報告された。また、それらをふまえ、妊娠届・出産届のオンライン申請の推進や健診や予防接種などの事務手続きに民間アプリなどの活用など、今後のこども・子育てに関するDX化の方向性について協議が行われた。

アンケート結果を踏まえた取組の方向性

D Xの推進に向けて、まずはアンケート結果を踏まえて特に意見が多かった下記について、以下のとおり取り組む。

- 妊娠・出産に係る手続き（妊娠届、出生届）は郵送やオンライン申請を推進し市役所等に行かなくても完結できるようにする。
- 出産前後の健診事務等（妊婦健診、予防接種、乳幼児健診）は、民間アプリ等を活用し紙の書類の削減とプロセスの効率化を図る。

手続き

出生届

出生届の届出時の役所訪問等の負担に関する意見が多かったことから、

- **出生届（および同じタイミングに必要な手続き各種）の郵送での受付推進およびオンライン手続きの課題検証を実施する。**
- また訪問による手続きにおいては、父母子の負担を考慮して**書類の記載の簡素化・1か所の窓口で完結**できるように地方公共団体と連携を図る。

母子健康手帳

母子健康手帳交付時に保健師等が対面での面接を行っているが、手続きの効率化を求める声が多かったことから、

- **妊娠届のオンライン申請やオンライン相談の活用促進等、個人の希望を踏まえた選択肢を示せるよう、地方公共団体と連携を図る。**
- 利用者の利便性を高めるため、母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備を進めていく。

健診事務等

妊婦健診

妊婦健診の受診券の使いづらさ（手書き記入、償還払いの手間）に関する意見が多かったことから、

- **償還払いのオンライン申請、民間アプリの活用を推進**するなどデジタル化を進め、妊婦健診を受ける者の利便性の向上を図る。

予防接種

書類の記入の面倒さや接種スケジュール管理に関する意見が多かったことから、

- 自治体からの接種勧奨のタイミングで**スマートフォンにプッシュ通知**を行うとともに、**スマートフォンで予診票の事前入力や接種記録の閲覧**ができるよう、予防接種事務のデジタル化を実施。
- 個々の接種予定や接種間隔を管理する民間アプリの活用を促進するため、デジタル化に際してAPI連携できる環境整備を進めていく。

乳幼児健診

集団健診の日時に関する意見や、各書類のデジタル化等を求める意見が多かったことから、

- 地方公共団体と連携して、**受診しやすい健診日時の設定**を促す。
- **問診票をスマートフォンで事前入力**することができる取組等を実施。

10

EBPM 研究会

◇第1回(2023.6.21)

- 6月21日、こども家庭庁は第1回EBPM研究会(座長 貞広 斎子 千葉大学教育学部教授)を開催した。
- 本研究会は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月閣議決定)において、今後のこども政策の推進にあたり、こどもの意識やこども・家庭を取り巻く状況に関するデータ、こども・家庭を支援する機関や団体に関するデータ等を活用し、エビデンスに基づき、多面的に政策を立案し、評価、改善していくとされていること等をふまえ、こども政策のEBPMの在り方について検討を行うとともに、各府省庁等が実施しているこども・若者に関する調査や統計について現状を把握し、国際比較の観点も取り入れながら、政府として必要なデータ・統計を整理することを目的として設置された。
- 今回は、EBPM研究会の論点(案)及び、こども家庭庁の調査統計一覧が示され、協議が行われた。
- 今後、研究会の議論を進め、今年度末を目途に、①こども政策のEBPMが目指す姿(仕組み、体制、整備すべきデータ)、②目指す姿の実現に向けた工程表について報告書を作成する。

重点プロジェクトでの効果検証

- こども家庭庁のEBPMの仕組み（検証プロセスや留意点等）を具体化すべく、モデル事業等における効果検証を試行。
- 今年度は、下記3つを重点プロジェクトとして効果検証を実施。

①保育の質の評価

②未就園児預かり事業

③こどもの自殺対策

プロジェクトでの学びを、EBPMの具体的な検討に活かす

EBPMの仕組み・体制・データ

①EBPMを進めるための仕組み

- ✓ こども家庭庁において、政策形成にエビデンスを用いるにはどうすべきか
- ✓ こども家庭庁において、政策評価を行うインセンティブをどう付与するか
- ✓ こども家庭庁において、政府の既存制度（政策評価、行政事業レビュー等）をどう運用するか
- ✓ こども家庭庁において、EBPMが中長期的に目指すべき姿は何か（DX等）

②EBPMを進めるための体制

- ✓ 国立教育研、国立社会保障・人口問題研、成育医療研究センターとどう連携すべきか
- ✓ 民間の研究機関や団体（大学等）とどう連携すべきか
- ✓ 自治体とどう連携すべきか
- ✓ こども家庭庁のEBPMの組織能力を高めるにはどうすべきか（職員派遣、研修等）

③政府として整備すべきデータ

- ✓ エビデンスを創出しやすい行政データはどのようなものか、どう整備すべきか
- ✓ （次回策定に向けて）大綱で設定すべき指標・データは何か
- ✓ 国際比較の観点で整備すべき統計・データは何か
- ✓ データを収集・蓄積・加工する仕組みをどう構築すべきか

研究会の議論を踏まえて、今年度末に下記について報告書を公表

- ①こども政策のEBPMが目指す姿（仕組み、体制、整備すべきデータ）
- ②目指す姿の実現に向けた工程表

1

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議

◇第3回(2023.8.1)

- ▶ 8月1日、こども家庭庁は第3回こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、ヒアリング、自治体からの報告が行われた後、下記議論のテーマに沿ってこども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みについて協議が行われた。

＜議論のテーマ＞

- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの必要性
 - ・性犯罪について仕組みを設ける必要性
- 制度設計に当たり留意すべき観点
 - ・職業選択の自由やプライバシー権との関係、規制の範囲やその考え方
 - ・制度設計における留意点（第2回で示された論点例参照）
- 併せて行うべき取組はあるか

◇第2回(2023.7.19)

- ▶ 7月19日、こども家庭庁は第2回こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、関係団体（全国認定こども園協会、全国保育サービス協会）からのヒアリング、関係省庁による施策説明の後、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの必要性および、制度設計に当たり留意すべき観点について論点例が示され、協議が行われた。制度設計に当たり示された論点の例は以下のとおり。
 - ①対象の事業を行う者に対してどのようなことを求めるか（対象の事業を行う者の立場・責務をどのように考えるか等）

- ②対象の事業・業務の範囲をどのように考えるか(業務の性質・こどもとの関係性等、対象範囲を考慮する際の観点をどのように考えるか、資格の別や有無にかかわらず対象にすることができるか等)
- ③性犯罪歴等確認の位置付けをどのように考えるか(事業を行う者の責務との関係、情報の活用方法等)
- ④性犯罪歴等確認の具体的な仕組み
- ⑤性犯罪歴等確認の仕組みの対象とする性犯罪前科等についてどのように考えるか
- ⑥情報の安全管理
- ⑦性犯罪歴を有する者の更生の観点

◇第 1 回(2023.6.27)

- ▶ 6 月 27 日、こども家庭庁は第 1 回こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議(座長:内田貴 早稲田大学特命教授/東京大学名誉教授・弁護士)を開催した。
- ▶ 本会議は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和 3 年 12 月閣議決定)をふまえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版 DBS)の導入に向けた検討を進めることを目的として設置された。
- ▶ また、議論を進めるにあたって、日本版 DBS の導入に向けた検討の経緯や現状の施策等をふまえ、ヒアリングを実施するとともに、以下のテーマ等について議論を行うことが示された。
 - こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みの必要性
 - 制度設計における留意点(論点整理)
 - 例1 対象の事業を行う者に対してどのようなことを求めるか
 - 例2 対象の事業・業務の範囲をどのように考えるか(業務の性質・こどもとの関係性等、対象範囲を考慮する際の観点をどのように考えるか等)
 - 例3 性犯罪歴等確認の仕組みの対象とする性犯罪前科等についてどのように考えるか 等
 - 併せて行うべき取組はあるか
- ▶ 今回は、教育・保育施設等やこどもが活動する場等におけるこどもの性被害からの安全を確保するための関係省庁の現状の施策についての説明、被害当事者の方からのヒアリングが行われた。
- ▶ 今後、被害経験者や臨床心理・学識経験者、児童養護・保護等する児童福祉施設等へのヒアリングを進めていく予定。

放課後児童対策に関する二省庁会議

◇第 1 回((2023.7.28)

- ▶ 7 月 28 日、こども家庭庁は放課後児童対策に関する二省庁会議を開催した。
- ▶ 本会議は、平成 30 年度から取り組んできた「新・放課後子ども総合プラン」(こども家庭庁・文部科学省)が令和 5 年度に最終年度を迎えるにあたり、今後更に放課後児童対策を加速化するため、関係二省庁で協議を行うもの。
- ▶ 第 1 回会議では、こども家庭庁、文部科学省それぞれから「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組み状況等について報告がおこなわれた後、質疑応答が行われた。
- ▶ 放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる 2023 年度末までの目標と取り組みの現状は以下のとおり。
 - 2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備(約 122 万人⇒約 152 万人)
 - ⇒【取り組みの現状】登録児童数:1,445,459 人 (うち、待機児童数 16,825 人)
 - ※令和 5 年 5 月 1 日速報値
 - 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施する
 - ⇒【取り組みの現状】一体型:5,869 箇所

- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施する
⇒【取り組みの現状】新規開設分の小学校での割合：55%
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

(平成30年9月14日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和5年度予算案	71億円の内数	1,205億円
実施数	17,129教室	26,683か所
一体型	5,869か所	
登録児童数	—	1,392,158人 (1,445,459人 ※R5.5.1速報値)
新規開設分の小学校での割合	—	55% (4,599か所のうち2,508か所)
実施場所	小学校 73.1%、その他（公民館、中学校など）26.9%	小学校 53.1%、その他（児童館、公的施設など）46.9%

※放課後子供教室の教室数（令和4年度に実施する活動数）及び実施場所は令和4年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和4年5月時点の数値を記載

<通知・公表>

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ(2023.7.26)

- ▶ 7月26日、内閣府はこども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージをとりまとめた。
- ▶ 本パッケージは第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議において協議が行われ、取りまとめられた。
- ▶ 本パッケージでは、「弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない」「こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい」といったことをふまえ、「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題との視点のもと取りまとめたもの。
- ▶ 本パッケージの主な概要は以下のとおり。

こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」「こどもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

- 弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
 ○こども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
 →「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 ○ 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 ○ 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 ○ 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
 (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
 (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
 (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 ○ 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 ○ 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 ○ 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 ○ 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 ○ ネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
 (2) SNS等による相談の推進
 ○ SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 ○ こどもの人権相談
 ○ 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
 (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 ○ 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（こどもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
 (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
 (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 ○ 児童からの聴取に係る体制等の整備
 ○ 医師に対する協力謝金の拡充の検討や
 泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
 (2) 学校等における支援の充実
 ○ 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知 ○ 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
 (3) 医療的支援の充実
 ○ 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
 (4) 法的支援の充実
 ○ 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組 ○ 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施（本年8月～9月）
 ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
 ② 相談窓口の周知
 ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → 的確な被害実態等の把握
 ○ 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果敢に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状

→ これまでの対策の着実な実行に加え、本パッケージの対策を速やかに実行する

解決すべき課題

こども・若者の未熟さ・立場の弱さを利用した性加害が繰り返されている

こどもが長く過ごす場での性被害の未然防止・早期発見が必要

こどもは、被害にあっても性被害と認識できず、どう対応すればよいかわからない

保護者も、こどもの被害に気付くことや適切な対応が難しい

男性への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、相談しにくい

文化芸術分野で活動する際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要

1 加害を防ぐ

2 相談しやすく

3 支援の強化

今般実施する強化策

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
 ○ 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 ○ 刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知を図る

- 日本版DBS導入に向け、早期の法案提出を目指し、検討を加速
 ○ 保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「生命（いのち）の安全教育」を全国展開
 ○ 小学生・未就学児等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動を実施
 ○ 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）について啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等の子育て支援の場等を通じて保護者に啓発

- 9月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を初めて開設

- こどもや若者を含め、安心して活動を継続できるよう、文化芸術分野における相談窓口を設置（弁護士が契約やハラスメントを含むトラブル等に対し助言や関係機関の紹介等を行う）

緊急啓発期間（8月・9月に政府を挙げた啓発活動を集中実施）

- ① 加害の抑止（改正刑法等の趣旨・内容等の周知徹底）
 ② 相談窓口の周知
 ③ 第三者が被害に気付いたときの適切な対応

被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

すべてのこども・若者が安心して過ごすことができる社会を実現

こども家庭庁通知「乳児院等多機能化推進事業の実施について」(2023.7.7)

- ▶ 7月7日、こども家庭庁は「乳児院等多機能化推進事業の実施について」の一部改正を各自治体あてに発出した。
- ▶ 本改正は、障害児等受入体制等強化事業を新設することに伴う一部改正であり、令和5年4月1日から適用される。
- ▶ 主な改正として、目的条項に下記内容が追記された。
○障害等を有する児童に係る入所前の連絡調整や入所中の支援のため、障害児等受入調整員を配置し、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進すること
- ▶ また、「事業内容等」において下記内容が追加された。

3 障害児等受入体制等強化事業

(1) 趣旨

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための障害児等受入調整員を配置することにより、障害等を有する児童の受入及び支援体制を強化する。

(2) 対象施設

乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設とする。

(3) 支援対象児童

本事業の対象となるのは次の①から④のいずれかに該当する児童とする。

- ① 身体障害者福祉法に基づき、身体障害手帳を有する児童
- ② 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づき、療育手帳を有する児童
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保険福祉手帳を有する児童
- ④ その他、児童の意思等により障害の判定が困難なものの、児童の特性により頻回な通院や医療機関又は障害児施設等の関係機関との調整が必要な児童であるとともに、医学的な見地から、①から③と同程度の障害を有すると医師が認める児童

(4) 事業の実施及び内容

障害児等受入調整員を配置すること。障害児等受入調整員は、障害児支援にかかる知識・経験(※)を有し、かつ、次の①から⑤のいずれかに該当する者であって、都道府県等が障害児等受入調整員として適当と認める者をもって充てること。

- ① 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。)の資格を有する者
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第83条に規定する児童生活支援員

- ③ 設備運営基準第 43 条に規定する児童指導員
- ④ 設備運営基準第 82 条に規定する児童自立支援専門員
- ⑤ 上記の資格に準じた者であって、都道府県等が適当と認めた者

(※) 法令に基づき設置・運営される施設又は事業所で、障害児支援（障害児保育や相談支援を含む。）の実務経験を有する者とする。

(5) 留意事項

- ① 児童相談所や障害児入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。
- ② 児童入所施設措置費等国庫負担金や本事業以外の補助事業の対象となる職員については、本事業の対象とはならないこと。

8. 地域福祉

<会 議>

成年後見制度利用促進専門家会議 運用改善等に関する WG

◇第 4 回(2023.7.27)

- ▶ 7 月 27 日、厚生労働省は第 4 回成年後見制度利用促進専門家会議 運用改善等に関する WG を開催した。
- ▶ 今回は、「適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること」について、有識者(日弁連、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)、最高裁判所、厚生労働省、法務省からそれぞれ報告が行われた後、意見交換が行われた。

成年後見制度利用促進専門家会議 総合的な権利擁護支援策の検討 WG

◇第 2 回(2023.6.27)

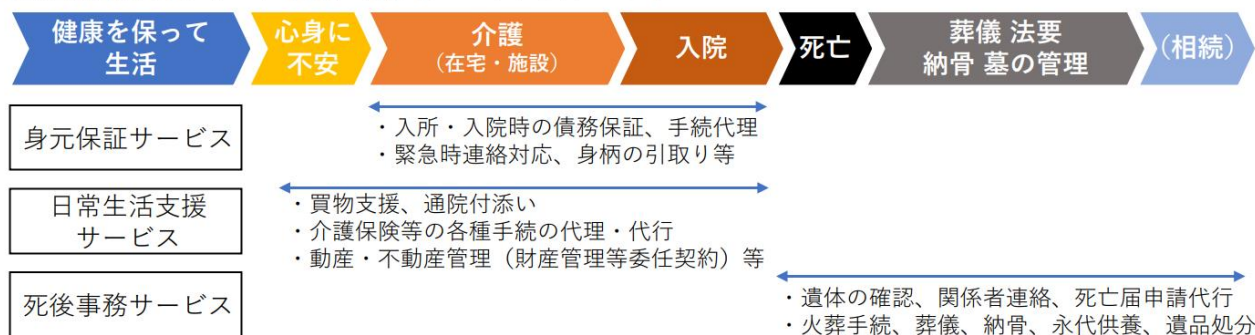
- ▶ 6 月 27 日、厚生労働省は第 2 回成年後見制度利用促進専門家会議 総合的な権利擁護支援策の検討 WG を開催した。
- ▶ 今回は、「生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開される方策」について、持続可能な権利擁護支援モデル事業参加自治体(静岡県・静岡県社協他)および金融庁からの報告が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ 次回は令和 6 年 2 月に第 3 回 WG が開催され、令和 6 年度に中間検証が行われる。

<通知・公表>

総務省 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果(2023.8.7)

- ▶ 8 月 7 日、総務省は身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果を公表した。
- ▶ 本調査は、身寄りのない高齢者が病院に入院する際や介護施設等に入所する際の身元保証等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行ういわゆる「身元保証等高齢者サポート事業」の需要の増加が見込まれるなか、消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展に必要な施策の検討に資するために、身元保証等高齢者サポート事業をめぐる全体像について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査を行ったもの。
- ▶ 事業の特徴を踏まえ、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提を提起した。
- ▶ あわせて、消費者保護の推進や事業の健全な発展に必要な施策の検討に資するよう、厚生労働省、消費者庁及び法務省に通知をした。

○身元保証等高齢者サポート事業/関連サービス(イメージ)



(上記サービスに関連するサービス)

- ・任意後見契約(本人の判断能力が不十分 → 家庭裁判所へ申立て → 後見監督人選任 → 後見人による財産管理、契約行為の代理)
- ・遺言(遺言書作成・支援 → 遺贈・相続)

▶ 調査の結果の主なポイントは以下のとおり。

◇実態

〔事業所の取組み〕

- 契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数
- 預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例
- 利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例
- 契約履行の確認を契約書に規定
- 契約書に解約条項がない例
- 遺言書の内容が本人の意思と異なる例

〔地方公共団体等の取組み〕

- 住民への情報提供が低調

◇留意すべき事項・対応の方向性

- 公正な契約手順の確保
- 預託金の管理方法のルール化
- 成年後見制度への円滑な移行
- 契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界
- 解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化
- 寄付・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認
- 啓発資料の充実・周知

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査の結果（概要）



調査の背景

〔通知日：令和5年8月7日 通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省〕

- ◇ 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加
- ◇ 家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み
- ◇ 一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題
- ⇒ 消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

※事業者の公的リスト等がないため、インターネット検索等により412事業者をリストアップし、このうち協力を得られた204事業者を調査

主な調査結果・課題提起

- 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）
- 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による工夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴	実態（主な調査結果）	留意すべき事項・対応の方向性
・契約主体は加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者 ・死後のサービスを含み契約期間が長期 ・サービス提供方法、費用体系が多様 ・契約金額が高額で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行 ・契約内容の履行を確認しにくい 消費者保護の必要性が高い	〔事業者の取組〕 ・契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数 ・預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例 ・利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例 ・契約履行の確認を契約書に規定 ・契約書に解約条項がない例 ・遺言書の内容が本人の意思と異なる例 〔地方公共団体等の取組〕 ・住民への情報提供が低調	・公正な契約手順の確保 ・預託金の管理方法のルール化 ・成年後見制度への円滑な移行 ・契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界 ・解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化 ・寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認 ・啓発資料の充実・周知

⇒ 事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

1

IV 事業者・地方公共団体等における課題、国への意見・要望

〔 課題 〕

〔 国への意見・要望 〕

事業者

- ・ 事業の認知度が低く、事業自体への信頼が醸成されていない
- ・ 参入障壁が低いため、十分な経験や知見のないずさんな事業者が増加するリスク
- ・ サービスの内容、料金体系等が事業者ごとにバラバラであり、事業者間の比較が困難
- ・ 生活困窮者からの料金徴収が課題

- ・ 事業者として最低限実施すべきことを示したガイドラインの策定
- ・ 劣悪な事業者を排除するため、何らかの規制や登録制度
- ・ 事業を監督する省庁や事業者団体の設置
- ・ ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携・協働の仕組み
- ・ 事業規制やガイドラインの作成に当たってはメリット・デメリットの考慮を

地方公共団体等

- ・ 事業者の選定に関する基準がなく、信頼できる事業者かどうか見極めることが困難
- ・ 事業者が行う財産管理の透明性の確保
- ・ 事業者が倒産等した場合の利用者保護
- ・ 事業の特性を踏まえた消費者保護に関するルールの整備

- ・ 利用者が安心してサービスを利用できるよう、費用の上限を設けるなどのルール化・基準
- ・ 事業者団体の設立や事業者の信用を保証する仕組み
- ・ 事業者の届出・登録・許可といった規制を課し、行政又は第三者機関による監督
- ・ 事業の範囲や影響を勘案し、事業の実施についての明確な法的根拠

9. 人材確保等

<法改正等>

令和 5 年人事院勧告(2023.8.7)

- ▶ 8月7日、人事院は、令和5年度の国家公務員の給与について、月給を平均0.96%(3,869円)、ボーナス(期末・勤勉手当)を0.10か月分引上げ年4.50か月とするよう国会と内閣に勧告した。
- ▶ 民間の初任給の動向や人材確保の観点から、俸給表の改定は、初任給を始め若年層に重点を置き、全体を改定した。初任給は、大卒11,000円、高卒12,000円引き上げる。大卒・高卒の初任給とともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。
- ▶ 勧告には、テレワークで発生する自宅の光熱・水道費等の負担軽減のための「在宅勤務手当」の新設を明記。フレックスタイム制の活用による勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日の設定を一般職員に拡大することも盛り込んでいる。
- ▶ 令和5年人事院勧告・報告の概要は以下のとおり。

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ ボーナス 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ 手当新設 テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給とともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

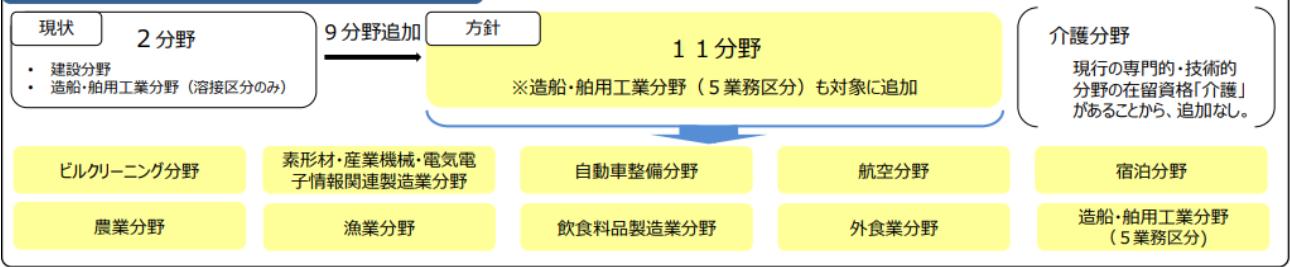
フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)の変更が閣議決定(2023.6.9)

- ▶ 6月9日、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)の一部変更が閣議決定された。
- ▶ 主な変更内容は以下のとおり。
 1. 特定技能2号の対象分野の追加について
 - 熟練した技能を要する特定技能2号について、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業の9分野と、造船・舶用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てを新たに対象とする。
 - これにより、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、介護分野以外(※1)の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れが可能となる(※2)。
 - ※1 介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。
 - ※2 本取扱は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規

定する産業上の分野を定める省令(平成31年3月15日法務省令第六号)等を改正し、その施行をもって開始。

特定技能2号対象分野追加の方針(6月9日閣議決定)



2. 特定技能2号の外国人が従事する業務及び技能水準について

- 特定技能2号の外国人には、熟練した技能が求められ、これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいう。当該技能水準を満たしているかどうかは、試験(※3)と実務経験で確認。
- 従事する業務及び試験並びに実務経験の詳細は、分野別運用方針及び分野別運用要領に記載。
- ※3 特定技能2号の技能水準を測る試験については、既存の試験のほか、各分野で新たに設けられる試験があり、後者については、(※2)における法務省令等の施行後、それぞれの分野を所管する省庁において試験実施要領を定めて随時開始する予定。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)が決定(2023.6.9)

- ▶ 6月9日、出入国在留管理庁は第16回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下、関係閣僚会議)を開催し、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)が決定された。
- ▶ 本ロードマップは、関係閣僚会議の下に開催された「国人との共生社会の実現のための有識者会議」から、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書をふまえ、政府において、わが国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すものとして、令和4年6月14日に策定され、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象期間としている。
- ▶ 今般、施策の着実な実施を図ることを目的に、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施した。
- ▶ 主な変更点として、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援として、留学生の国内企業等への就職促進に係る施策間の効果的な連携や必要な見直しの実施、更なる国内就職率の向上を達成するための取組の実施が新たに追加された。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)が決定(2023.6.9)

- ▶ 6月9日、出入国在留管理庁は第16回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催し、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)が決定された。
- ▶ 本対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして、平成30年12月25日に策定され、以降、毎年改訂を行ってきた。また、令和4年度からは、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策も示している。
- ▶ 今般、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しもふまえて改訂が行われた。

- ▶ 217 の施策が示され、外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化として、やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援として、妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動、共生社会の基盤整備に向けた取組として、日系四世受入れ制度の見直しの実施、地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進が追加された。
- ▶ なお、今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策を行い、政府全体で共生社会の実現を目指すこととしている。

<会議>

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

◇第 10 回(2023.7.31)

- ▶ 7 月 31 日、出入国在留管理庁は第 10 回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き最終報告のとりまとめに向けた論点 5～9 について協議が行われた。論点 5～9 の項目は以下のとおり。

論点5 監理・支援・保護の在り方

- (1)新たな制度における監理団体の要件(監理・支援・保護の要件の見直し)
- (2)受入れ企業等の要件(適格性要件の見直し)
- (3)優良な団体等(受入れ企業等、監理団体)へのインセンティブ付与方策(事業評価の公表を含む。)
- (4)悪質な団体等への対応方策
- (5)外国人技能実習機構の役割に応じた体制の整備等
- (6)国、自治体、法テラス、弁護士会、NGO等の支援及び相談への関与の在り方(外国人技能実習機構との連携の在り方を含む。)

論点6 特定技能制度の適正化方策

- (1)登録支援機関による支援の在り方(監理・保護機能を追加することの適否や登録制度であることの是非を含む。)
- (2)優良な登録支援機関へのインセンティブ付与方策(事業評価の公表を含む。)
- (3)悪質な登録支援機関への対応方策
- (4)行政の指導監督体制の在り方

論点7 国・自治体の役割

- (1)制度所管省庁の在り方・役割の見直し
- (2)業所管省庁の役割の見直し(より良い受入れを後押しする役割を担う方向での見直し方策)
- (3)自治体の役割(外国人が生活者として安心して暮らせるための相談体制を含めた環境整備等)

論点8 送出機関及び送出しの在り方

- (1)送出機関の適正化等の在り方
- (2)外国人の来日前の手数料負担を減少させる方策
- (3)国際的なマッチング(職業紹介)機能の適正化方策(監理団体等の関与の在り方を含む。)

論点9 日本語能力の向上方策

- (1)就労開始前の日本語能力担保方策(目的、具体的方策(試験、講習等))

(2)就労開始後の日本語能力向上の仕組み(目的、具体的方策(インセンティブ付与等)、日本語教育環境の整備)

(3)関係者の役割分担や負担費用の在り方

◇第9回(2023.6.30)

- ▶ 6月30日、出入国在留管理庁は第9回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、最終報告書の取りまとめに向けた論点が決定した後、主に論点1～4について協議が行われた。論点1～4の詳細は以下のとおり。

論点1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等【総論】

- (1)新たな制度の位置付け(目的、基本的枠組み)
- (2)特定技能制度の位置付け(変更の適否を含む。)
- (3)新たな制度と特定技能制度の関係性(技能水準、家族帯同の在り方等両制度の在留資格制度全体における位置付けを含む。)
- (4)企業単独型技能実習等の取扱い

論点2 人材育成機能や職種・分野等の在り方

- (1)新たな制度における人材育成の在り方
- (2)職種・分野の在り方
- (3)新たな制度における技能評価の在り方(時期、具体的方策(試験等))
- (4)技能評価を踏まえた活用方策
- (5)人材育成機能の担保のためのその他の方策(処遇等適切かつ効率的な育成のための体制等の整備、職場への定着のインセンティブ付与等)

論点3 受入れ見込数の設定等の在り方

- (1)新たな制度における受入れ見込数の設定の在り方(設定の可否を含む。)
- (2)両制度における受入れ見込数の設定及び対象分野の設定(人手不足状況、労働市場への影響、人手不足への取組状況の確認、技能評価を含む。)における透明性や予見可能性のあるプロセスの在り方(制度の運用上の透明性確保を含む。)

論点4 転籍の在り方

- (1)転籍の在り方(具体的方策(要件、時期、回数等))
- (2)受入れ企業等が負担する来日時のコストや人材育成コストへの対応方策
- (3)人権侵害や法違反等があった場合の救済の仕組み(事前把握方策等)
- (4)転籍先を速やかに確保する方策(公私の機関(業所管省庁、ハローワーク等)の関与の在り方を含む。)

◇第8回(2023.6.14)

- ▶ 6月14日、出入国在留管理庁は第8回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催した。
- ▶ 今回は、特定技能2号の対象分野追加及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について報告が行われた後、5月11日にとりまとめられた中間報告書をふまえた最終報告書の取りまとめに向けた論点について案が示され、議論が行われた。

- ▶ 最終報告書の取りまとめに向けた主な論点として、

- ①新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等【総論】
- ②人材育成機能や職種・分野等の在り方
- ③受入れ見込数の設定等の在り方
- ④転籍の在り方

- ⑤監理・支援・保護の在り方
- ⑥特定技能制度の適正化方策
- ⑦国・自治体の役割
- ⑧送出機関及び送出しの在り方
- ⑨日本語能力の向上方策

が示された。

- ▶ また、留意点として、各論点を検討するに当たっては、現行制度から新たな制度に円滑に移行するための経過措置等の在り方についても併せて検討することが示された。

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

◇第1回(2023.7.24)

- ▶ 7月24日、厚生労働省は第1回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(座長:臼井正樹 神奈川県立保健福祉大名誉教授)を開催した。
- ▶ 本検討会は、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行うことを目的として、設置された。
- ▶ 今回は、検討に当たっての基本的な考え方や訪問系サービスなどへの従事、事業所開設後3年要件、技能実習「介護」等の人員配置基準等に関する主な検討事項案が示され、外国人介護人材受入れに関する主な論点について協議が行われた。検討に当たっての基本的な考え方及び、主な検討事項(案)は以下のとおり。

1. 検討に当たっての基本的考え方

- 将来、介護人材不足が見込まれる中で、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材を確保することは重要な課題であり、外国人介護人材の確保・定着及び受入環境の整備を図ることが必要。
- 外国人介護人材については、介護が対人サービスであること等、業務の特性を踏まえた要件を設定しているところ、介護現場からは外国人介護人材の業務拡大を望む意見がある。
- 一方、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、技能実習制度及び特定技能制度の在り方について議論が行われているところ、中間報告書においては以下のような検討の方向性が示されている。
 - ・人材育成の観点から、外国人が修得する主たる技能等について、技能実習制度廃止後の新たな制度から特定技能制度への移行を見据えた上で、体系的な能力を身につける観点に立って幅広い業務に従事することができる制度とする方向で検討
 - ・外国人材のキャリアアップを進めていくため、修得された技能について、日本国内だけでなく、母国での活躍につながるような方策を採れないかについて検討
- また、当該有識者会議においては、本年秋頃を目途に最終報告書が取りまとめられる予定であり、これらも踏まえた上で、外国人介護人材の業務の在り方についてとりまとめを行っていくことが必要。

【主な検討事項(案)】

I 訪問系サービスなどへの従事について

訪問系サービスなどについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等の外国人介護人材の従事が認められていない。これらの施設における外国人介護人材の受入について、どう考えるか。

II 事業所開設後3年要件について

技能実習「介護」では、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、これをどう考えるか。

Ⅲ 技能実習「介護」等の人員配置基準について

技能実習「介護」等において、就労開始後6ヶ月を経過した者について、介護技能や業務に必要な日本語能力がある程度向上することなどの理由により、介護施設の人員配置基準に算定しているが、その取扱いについてどう考えるか。

- ▶ 今後、各論点について順次議論し、年内を目途にとりまとめを行う。

労働政策審議会雇用環境・均等分科会

◇第 59 回(2023.7.26)

- ▶ 7 月 26 日、厚生労働省は第 59 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、「令和5年夏策定の主な政府文書」「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書」について報告が行われた。
- ▶ 「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書」については、本冊子 p.58 参照。
- ▶ 今後、法改正の内容を議論し、令和 6 年の育児・介護休業法の改正法案の国会提出をめざしている。

中央最低賃金審議会

◇第 67 回(2023.7.28)

- ▶ 7 月 28 日、厚生労働省は第 67 回中央最低賃金審議会を開催した。
- ▶ 今回会議において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、同日公表された。
- ▶ 各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円。

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- ▶ 今回の目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,002 円となる。全国加重平均の上昇額は 41 円(昨年度は 31 円)となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となる。引上げ率に換算すると 4.3%(昨年度は 3.3%)

◇第 66 回(2023.6.30)

- ▶ 6 月 30 日、厚生労働省は第 66 回中央最低賃金審議会を開催した。
- ▶ 今回の審議会では、「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)および、経済財政運営と改革の基本方針 2023(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議を求める」として、厚生労働大臣より諮問が行われた。
- ▶ 経済財政運営と改革の基本方針 2023 などでは、下記の内容等が盛り込まれており、今後、その実現に向けた議論が行われる。
 - 最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、しっかりと議論を行う。
 - また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格

今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書

- ▶ 6月19日、厚生労働省は「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書」を公表した。
- ▶ 本報告書は、少子高齢化が進展するなかで、男女ともに仕事と育児・介護を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することが重要な課題であるなか、仕事と育児・介護の両立支援制度等について、現状の分析や論点整理を行い、今後の在り方の検討を行うことを目的として令和5年1月に設置された「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書」の議論をとりまとめたもの。
- ▶ 本報告書では、今後の両立支援制度の検討に当たっての基本的な考え方として、ライフステージにかかわらず全ての労働者が「残業のない働き方」となっていることをあるべき方向性として目指しつつ、①男女が共に望むキャリアを実現、②働き方改革の推進、③育児期・介護期の支援を基本として継続的に取り組んでいくこととし、以下を仕事と育児・介護の両立支援制度の見直しの方向性としている。

【仕事と育児の両立支援制度の見直しの方向性】

○制度の利用状況、育児・家事負担に男女差がみられ、男性の育児休業取得のさらなる促進のため、制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対して支援

○子の年齢に応じた両立支援のニーズの変化への対応

○障害児や医療的ケア児を育てる親、ひとり親家庭など、多様な状況にある労働者への配慮

【仕事と介護の両立支援制度の見直しの方向性】

- 「介護の体制を構築するため」の介護休業制度や、「日常的な介護のニーズにスポット的に対応するため」の介護休暇制度等、両立支援制度の趣旨を理解した上での効果的な利用を促進
- ▶ 具体的な対応方針として、子が3歳になるまではテレワークを事業主の努力義務とすること、残業免除(所定外労働の制限)を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とすること、子の看護休暇制度の取得可能な年齢を小学校3年生の修了までに引き上げ、子の行事(入園式など)参加や感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるようにすること、介護期の働き方として、テレワークを事業主の努力義務とし、事業主が両立支援制度等の情報を個別に周知する必要があることなどが示された。

1. 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

①テレワークの活用促進

- ・テレワークを、事業主の努力義務とすることが必要。
(就業時間中は保育サービス等を利用して業務に集中できる環境が整備されていることが必要。)

②短時間勤務制度の見直し

- ・柔軟な勤務時間の設定に対するニーズに対応するため、所定労働時間を1日6時間とする以外の他の勤務時間も併せて設定することを一層促していくことが必要。
- ・短時間勤務が困難な場合の代替措置の一つに、テレワークも追加することが必要。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

①柔軟な働き方を実現するための措置

- ・短時間勤務制度
- ・テレワーク
- ・始業時刻の変更等
(フレックスタイム制を含む)
- ・新たな休暇の付与

フルタイムでの
柔軟な働き方

等の中から、事業主が各職場の事情に応じて、2以上の制度を選択して措置を講じる義務を設けることが必要。

- * 事業主が制度を選択する制度とすることで業種・職種等に配慮。
- * 事業主が制度を選択する際には、労働者の代表者等から意見聴取の機会を設ける。
- * 制度利用者の定期的な面談、心身の健康への配慮も行う。

- ②残業免除(所定外労働の制限)を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とすることが必要。
(就学以降も可能とすべきとの意見もあった。)

(3) 子の看護休暇制度の見直し

【取得目的】

育児目的休暇や、コロナ禍で小学校等の一斉休校に伴い、多くの保護者が休暇を取得せざるを得なかったことを踏まえ、子の行事(入園式、卒園式など)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるようにすることが必要。

【取得可能な年齢】

診療を受けた日数等を勘案し、小学校3年生の修了までに引き上げることが必要。(卒業までに引き上げるべきとの意見もあった。)

【勤続6か月未満の労働者】

労働移動に中立的な制度とするため、勤続6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。

2. 仕事と育児の両立支援制度の活用促進

(1) 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

- ・男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業や短時間勤務制度を利用できるように、育児休業や短時間勤務を活用する労働者の業務をカバーするために、代替要員の雇用や周囲の労働者の負担軽減を行う中小企業に対する助成措置の強化が必要。
- ・企業規模にかかわらず、業務量・達成目標の見直しや体制の整備などに関するノウハウの共有などが必要。

(2) 育児休業取得状況の公表や取得率の目標設定について

- ・当面の間は、男性の育児休業取得の取得促進に向けた取組を一層促進する。
→男性の育児休業取得状況について、常時雇用する労働者が300人超の事業主についても、一定の配慮の上、公表の義務付けが必要と考えられる。
- ・政府において男性の育児休業取得率の目標を掲げる場合には、取得率だけでなく、男性の育児休業取得日数や育児・家事時間等も含めた目標の検討が必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

- ①現在の少子化の進行等の状況や、男女が共に、育児休業や両立支援制度を利用し、育児期に仕事やキャリア形成と育児を両立できる働き方が可能となるような社会の実現に向けた課題が依然として残されていることから、次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末で失効予定）の期限を延長するとともに内容を充実し、その仕組みを活用していくことが有効。
- ②さらに各職場での取組を促進するため、法律により、一般事業主行動計画の策定時に、男性の育児休業取得率等の数値目標の設定やPDCAサイクルの確立を行うよう求める。
- ③一般事業主行動計画の策定に当たっては、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指すため、男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進等の盛り込むことについて具体的に示すことが必要。
- ④行動計画策定指針も、上記の方針に沿った見直しが必要。

3. 次世代育成支援に向けた職場環境の整備

→次世代育成支援対策推進法【イメージ】

目的 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。

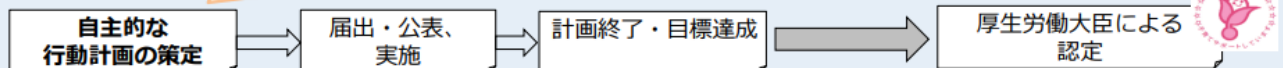
国	行動計画策定指針（第7条）	国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。
市町村・都道府県	地方公共団体行動計画の策定（任意）	
事業主		

①企業等（一般事業主）：行動計画の策定、認定制度

大企業（301人以上）・中小企業（101人以上）：義務
中小企業（100人以下）：努力義務

- 数値目標を設定する（男性の育児休業取得率等）
- 「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であることを目指す
→男性の育児休業の取得促進、子育て期を含めた全ての労働者の時間外労働の縮減や柔軟な働き方の促進に力点。
- 行動計画策定指針には、例えば以下のような内容を盛り込むことが望ましい
 - ・両立支援制度利用時の業務の分担や業務の代替要員確保に関する企業の方針
 - ・今後のキャリアの希望にあわせた両立支援制度の利用や配偶者との育児分担等の検討を促すためのキャリア研修
 - ・育児後に復帰するポジションに関する納得感の向上に向けた取組に関すること
 - ・育児休業取得者や周囲の労働者に対するマネジメントや評価に関すること
 - ・育児に必要な時間帯や勤務地に対する配慮に関すること
 - ・両立支援に対するニーズの把握に向けたトップダウン・ボトムアップ・当事者間のつながりによるコミュニケーション手段の多様化

等



■PDCAサイクルの実施

②国・地方公共団体の機関（特定事業主）

：見直しの方向性

4.介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等 (1) 仕事と介護の両立支援制度の情報提供や、制度を利用しやすい雇用環境の整備の在り方 ① 個別の周知、情報提供 ・介護の必要性に直面した労働者が申出をした場合に、事業主が、両立支援制度等の情報を個別に周知することや、両立支援制度の制度目的を十分に説明した上で、必要な制度が選択できるよう労働者に対して働きかけることが必要。 ・事業主が、第2号被保険者となる40歳のタイミングなどに、両立支援制度等の情報提供を一律に行うことが必要。 ② 雇用環境の整備 ・事業主が、介護保険制度や両立支援制度に関する社内セミナーや研修の開催、相談窓口の設置など雇用環境の整備を行うことが必要。 (2) 介護休業 ・介護の体制を構築するという制度目的に照らすと、介護休業制度の取得日数（対象家族1人につき93日）や分割回数（3回に分けて取得可能）について、現時点でさらに見直しが必要な状況は確認できないと考えられる。 (3) 介護期の働き方（介護休暇や短時間勤務等の選択的措置義務、テレワークの在り方等） ・介護休暇についても勤続6か月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みは廃止することが必要。 ・テレワークを事業主の努力義務とすることが必要。	5. 障害児等を育てる親等、個別のニーズに配慮した両立支援 (1) 現行制度の運用の見直し ・子が要介護状態の要件を満たせば、介護休暇等の制度も利用可能であること等について周知を強化。 ・現行の要介護状態の判断基準について、子に障害がある場合等も踏まえ、今後検討することが課題。 (2) 育児中の労働者の意向を尊重する配慮 ・障害児等に限らず、ひとり親家庭等、各家庭における様々な個別のニーズに対応するため、勤務時間帯や勤務地、制度の利用期間などに関する希望など、個人の意向を聴取するよう事業主に義務付けることが必要。事業主はその意向を尊重することが適当。 6. 仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備 (1) 両立支援制度を安心して利用できる制度の在り方の検討 ・休業中の待遇の周知に関する努力義務や、休業後の原職又は原職相当職への復帰に関する配慮規定等を周知徹底等していくべき。 (2) プライバシーへの配慮 ・妊娠・出産等、介護等の情報を、社内で共有する範囲を定めるといった配慮が望ましい。 (3) 心身の健康への配慮 ・仕事と育児の両立のためにテレワークなどを活用する際、夜間の勤務等を理由に心身の健康の不調が生じないように、事業主の配慮（勤務間の休息時間（勤務間インターバル）や勤務時間外の業務へのアクセス状況の確認、面談での健康状況への配慮等）や労働者自身のセルフケアなどを促すことが望ましい。 (4) 有期雇用労働者の育児休業取得等の促進 ・有期雇用労働者の育児休業取得促進について、産前・産後休業制度と併せて周知していくことが重要。
--	--

▶ 厚生労働省は、報告書を踏まえ、労働政策審議会雇用環境・均等分科会で引き続き検討を行う。

新しい時代の働き方に関する研究会

◇第12回(2023.8.10)

- ▶ 8月10日、厚生労働省は第12回新しい時代の働き方に関する研究会を開催した。
- ▶ 今回、これまでの協議をふまえ、中間整理が取りまとめられた。
- ▶ 中間整理では、これからの労働基準法制に求められる視点として「『守る』と『支える』の視点」「働く人の求める多様性尊重の視点」の2つが求められるとし、下記のとおり整理している。
- ▶ 「『守る』と『支える』の視点」では、労働基準行政が果たしてきた労働者を「守る」役割、労働者の多様な選択や、自発的な能力開発と成長を「支える」役割として、労働条件に関する基準などが時代にあったものか見直すことや、自らのワーク・ライフスタイルや成長・キャリア形成の下で働きたい労働者の希望の実現を支えられるものとなるよう、制度の在り方を見直すことが必要としている。
- ▶ 「働く人の求める多様性尊重の視点」では、個別・多様化する個人の価値観への労働基準法制の対応や、労働条件や制度の決定において働く人の希望が反映される仕組みが必要だとしている。

新しい時代とこれからの労働基準法制

労働人口の減少や
市場環境の
不確実性の高まり

感染症の流行など
生活に大きな影響を
及ぼす
環境変化の発生

転職を通して
キャリアチェンジを
行う人、副業・兼業
に就く人が増加

「新しい時代」

企業を取り巻く環境の不確実性が高まる中で働く人の働く意識や働き方への希望は、より一層個別・多様化

労働基準法制における、労働憲章的な規定や基本原則、封建的な労働慣行を排除するための規定等は

全ての労働者にとって変わることのない考え方

その上で、現在の労働基準法制が時代に合っているのか等を検証し、
必要な見直しを行っていくことが求められる

これからの労働基準法制

これからの労働基準法制の在り方を考えるに当たっては2つの理念が重要であると考えている。

- 1、画一的な制度を一律に当てはめるのではなく、働く人の求める働き方の多様な希望に
応えることのできる制度を整備すること
- 2、働く価値観、ライフスタイル、働く上での制約が個別・多様化しているからこそ、
全ての働く人が心身の健康を維持しながら幸せに働き続けることのできる社会を目指すということ

変化する環境下でも変わらない考え方



労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための

必要をみたすべきものでなければならない。

労働基準法は、基本原則として、労働条件決定における
労使対等の原則、均等待遇などを定めるほか、強制労働の禁止など、

封建的遺制を一掃する趣旨の規定が置かれている。



これらの考え方や規定は、**企業を取り巻く環境が変化したり、
働く人の希望が個別・多様化するなかにおいても、変わらない基盤ではないか。**

働く人の健康確保



- ・働く人が安心して働くことができるためには、**何よりも健康の確保が重要**である。
- ・働き方や働く場所などが多様化し、健康管理の仕組みが複雑化している中で、個々の労働者のおかれた状況に応じた企業の健康管理の在り方を検討すべきではないか。また、労働者自身も健康保持増進を主体的に行う意識を育てるとともに、自らの健康状態を把握することが求められるのではないか。
- ・そうした対応を円滑に進めることができるよう、仕事と生活のバランスを含め、労働者が必要に応じて使用者と十分にコミュニケーションを取れる環境が求められるのではないか。
- ・労働者の心身の健康への影響を防ぐ観点から、勤務時間外における業務上の連絡の在り方などについても検討すべきではないか。



働く人の選択・希望の反映が可能な制度へ



変化に合わせた
現行制度の見直し

- ・これまでと同様の働き方を望む労働者については、**引き続き、労働基準行政が強制力のある規制により労働者の権利を守るべき**ではないか。
- ・例えば、テレワークなどの職場で働くこと自体が前提とならない働き方が普及するなど、**法に基づく事業場への臨検監督等が馴染まないケースが増加しており、必要な見直しを行っていくべき**ではないか。

個が希望する
働き方・キャリア形成に
対応した労働基準法制

- ・より柔軟な制度適用についての**本人の選択を尊重し、労働基準法制がその希望の実現の妨げとならないようにすべき**ではないか。
- ・多様な働く人の声を吸い上げ、その**希望を反映していくための制度の在り方を考えていくことが必要**ではないか。
- ・個々の労働者の希望を反映するためには、**企業と個々の労働者が必要に応じて個別のコミュニケーションがとれる環境が求められる**のではないか。
- ・個々の労働者と使用者との間には情報や交渉力の格差があることから、労働者の希望を集約して使用者とコミュニケーションを図るため、**労働者の希望を労働条件の決定に反映させる集団的な労使コミュニケーションの在り方を検討する必要がある**のではないか。

新しい時代における働く人の守り方

労働基準
監督行政の課題

(量的課題) 国際的にみて、労働者数あたりの労働基準監督官の数が少ない。

(質的課題) デジタル化の進展、働き方の個別・多様化により、
労働基準監督官の対応すべき事案が複雑化している。



働き方や情報技術の変化に応じた監督行政手法のアップデートも必要ではないか。

新しい時代に合った効果的・効率的な監督指導体制

効果的・効率的な監督指導体制の構築



- ・監督指導において、**AI・デジタル技術を積極的に活用し**、事業者が自主点検を行うなどの対応策を確立することが求められるのではないかな。
- ・物理的な場所としての事業場のみに依拠しない**監督指導の在り方など**についても検討すべきではないかな。

労働市場による監視



- ・法の履行確保の手法については、**時代の変化に対応して強化・再構築することが必要**ではないかな。
- ・コンサルティングなどの手法にも重点を置き、**企業全体の法制度への理解や遵守意識を向上させ、法違反の未然防止を図っていく**ことも必要ではないかな。
- ・**企業に労働条件、職場環境などに関する情報の開示を積極的に求めるなど、市場メカニズムを活用する方法**も検討すべきではないかな。

◇第 11 回(2023.7.31)

- ▶ 7 月 31 日、厚生労働省は第 11 回新しい時代の働き方に関する研究会を開催した。
- ▶ 今回は、労働者の働き方・ニーズに関する調査について労働政策研究・研修機構(JILPT)からの報告が行われた後、協議が行われた。

◇第 10 回(2023.7.11)

- ▶ 7 月 11 日、厚生労働省は第 10 回新しい時代の働き方に関する研究会を開催し、企業からのヒアリングを行った。(資料は非公表)

◇第 9 回(2023.6.23)

- ▶ 6 月 23 日、厚生労働省は第 9 回新しい時代の働き方に関する研究会を開催した。
- ▶ 今回は、労働者の働き方・ニーズに関する調査の中間報告及び、構成員からのプレゼンテーションが行われた。
- ▶ 労働者の働き方・ニーズに関する調査の中間報告については、希望する人事管理の方針(昇進、異動、成果を基にした賃金、雇用安定)や希望する仕事の裁量(手順、時間配分、勤務場所の裁量)、希望する将来の働き方等について結果が示された。

◇第 8 回(2023.6.9)

- ▶ 6 月 9 日、厚生労働省は第 8 回新しい時代の働き方に関する研究会を開催した。
- ▶ 今回は、構成員からのプレゼンテーションが行われ、各企業における人材施策等について報告された。

雇用政策研究会

◇第 3 回(2023.7.26)

- ▶ 7 月 26 日、厚生労働省は第 3 回雇用政策研究会を開催した。
- ▶ 今回は新たなテクノロジーが雇用に与える影響について有識者ヒアリングが行われた後、協議が行われた。
- ▶ 協議では、新たなテクノロジーが導入される過渡期には、既存の仕事内容が変化し、一部の仕事で

は雇用代替が行われるなど、雇用への影響も想定されることから、新たなテクノロジーに即した柔軟な対応が求められるとの視点のもと、近年、テレワークの普及や、対人接触を避ける観点からの更なるロボットの活用など、ICT 等の新たなテクノロジーの活用や、生成 AI 等の新たなテクノロジーの活用についても検討が進んでいること等が雇用に与える影響について協議が行われた。

◇第 2 回(2023.6.27)

- ▶ 6 月 27 日、厚生労働省は第 2 回雇用政策研究会を開催した。
- ▶ 今回は、労働力需給推計(前回推計のレビュー)について報告された後、ウェルビーイングの向上に向けた多様なキャリア形成・働き方における女性活躍・両立支援について論点が示され、協議が行われた。
- ▶ 労働力需給推計(前回推計のレビュー)については、2018 年度推計と実績値の比較が示され、労働力人口、就業者数は、男性で減少を見込んでいたところほぼ横ばいとなった一方で、女性は推計を上回っていたこと、男女とも若年層、高年齢層での就業率が推計値を上回る一方で、女性の 35 ～59 歳層の就業率は推計を下回っていたことなどが報告された。

論点(ウェルビーイングの向上に向けた多様なキャリア形成・働き方 ～女性活躍・両立支援～)

(子育て世代・女性の働き方)

- 男女ともに、出産・育児を機に離職をせずに就業を継続できるための環境整備はもとより、就業を継続した場合にも望むキャリアを形成していくことが可能となることが求められる。こうした雇用環境・労働市場を構築していくためには、中長期的な視点からどのような対応が必要か。
- 企業における女性の活躍については、課長・部長等での登用は十分に進んでいない状況にあり、より多くの希望する女性の更なる活躍に向け、職場環境や働き方の改善に向けた企業の取組を進めていくためには、どのような対応が必要か。

(介護と仕事の両立)

- 高齢化が進展する中、介護保険等による制度的な支援もあるものの、現役層が介護に携わる機会も増えている中で、施設だけでなく働きながら在宅で介護サービスを利用することのニーズや重要性も高まっており、こうした現状に合わせて、仕事と介護の両立に向けた環境整備や、労働者の働き方についても改善していく必要がある。介護を機会としたキャリアの中断が起きないような職場環境を整備するために、どのような取組・支援が必要か。

◇第 1 回(2023.6.1)

- ▶ 6 月 1 日、厚生労働省は 2023 年度第 1 回雇用政策研究会(座長 樋口 美雄 独立行政法人労働政策研究・研修機構 研究総監)を開催した。
- ▶ 本研究会は、様々な経済構造の変化等の下で生じている雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するよう、学識経験者を参集し、現状の分析を行うとともに雇用政策のあり方を検討することを目的として設置され、2020 年度及び 2022 年度には、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動や雇用・失業情勢に及ぼす様々な影響や課題、今後の労働市場の方向性等について議論を行い、報告書等の取りまとめを行っている。
- ▶ 今回は、今後議論すべき課題について、5つの論点案(①労働者の職業選択に資する労働市場の基盤整備、②労働生産性向上に資する人的資本投資等、③非正規雇用対策・セーフティネットの強化、④ウェルビーイングの向上に向けた多様なキャリア形成・働き方、⑤人口減少に備えた労働供給量の確保等)が示され、協議が行われた。
- ▶ 今後、コロナ禍での議論をふまえた今後の多様なキャリア形成やウェルビーイングの向上に向けた取組、それらを支える労働市場の在り方について議論を深めるとともに、雇用政策の中長期的な方向性を検討するため、将来の労働供給量の確保についても議論を行い、労働力需給の推計を行うこととしている。

開催趣旨

- ◆ 雇用政策研究会では、2020年度及び2022年度に、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動や雇用・失業情勢に及ぼす様々な影響や、それらを踏まえた課題、今後の労働市場の方向性等について議論を行い、報告書等の取りまとめを行ったところ。
- ◆ こうした中、足下では、経済活動の再開に伴い、人手不足が顕在化しており、今後は、「雇用維持」から、賃金上昇を伴う労働移動の支援や、更なる「人材活躍」を促す雇用政策へと転換を図っていく必要がある。
- ◆ さらに、近年では、働く人の意識の変化や産業構造の変化がみられており、働く人が自身の希望に合わせて、多様な働き方を選択でき、安定したキャリア形成ができる労働市場の構築が求められている。
- ◆ 2023年度雇用政策研究会では、コロナ禍での議論を踏まえ、今後の多様なキャリア形成やウェルビーイングの向上に向けた取組、それらを支える労働市場の在り方について議論を深めるとともに、雇用政策の中長期的な方向性を検討するため、将来の労働供給量の確保についても議論を行い、労働力需給の推計を行う。

議論すべき課題**労働者の職業選択に資する労働市場の基盤整備**

産業構造が変化する中、労働者が成長分野を把握しながら希望する職業を選択し、また自身のライフプランに合わせて、適切な職場を選択できることが重要であり、job tag等を通じた職業情報の充実や、企業情報の開示等を通じた職場情報の充実等について、議論を行う。

また、ハローワークにおける今後のオンラインサービスの在り方や、職業に関するより身近な相談機関としての機能強化について、議論を行う。

労働生産性向上に資する人的資本投資等

相対的に低スキルの労働者がより安定的な職を得るために必要な職業訓練等の人的資本投資の在り方について議論を行う。加えて、労働生産性の向上を賃金上昇につなげていくことを念頭に、労働分配の在り方も含めた幅広い議論を行う。

非正規雇用対策・セーフティネットの強化

雇用形態にかかわらず活躍できる方策や、多様な働き方を効果的に支えるセーフティネットなどについて議論を行う。

→ これらの課題への取組を通じ、労働参加が進むことを前提とし、労働力需給の推計を行う。

ウェルビーイングの向上に向けた多様なキャリア形成・働き方

コロナ禍では、テレワークの浸透など柔軟な働き方についての理解が深まる中、副業・兼業、ギグワーク、フリーランスといった新たな働き方も注目されることとなった。ライフステージに合わせて、労働者が自身の希望に応じて、多様な働き方を選択できることは、ウェルビーイングにも資するものであり、こうした多様なキャリア形成・働き方に資する支援策等について議論を行う。

人口減少に備えた労働供給量の確保等

人口減少が進む中、女性・高齢者は労働市場の重要な担い手であり、労働供給量の確保の観点からも、多様な働き方を可能とする環境整備を進めていく必要がある。また、今後は、外国人労働者の受け入れに向けた環境整備も進めていく必要がある。さらに、IT技術等を活用した省力化や、業務の改善を進め、過剰な労働力を前提としないビジネスモデルの展開も求められており、そうした課題について議論を行う。

1

過労死等防止対策推進協議会**◇第 24 回(2023.5.30)**

- ▶ 5月30日、厚生労働省は第24回過労死等防止対策推進協議会を開催した。
- ▶ 今回は、過労死等の防止対策の実施状況及び、今後の取組について、厚生労働省、人事院、内閣人事局、総務省、文部科学省より説明された後、協議が行われた。
- ▶ 過労死等の防止対策の実施状況及び、今後の取組については、過労死等の防止のための対策に関する大綱の現状や啓発活動、これまで実施した調査の結果などが報告された。

<通知・公表>**令和4年就業構造基本調査 結果公表(2023.7.21)**

- ▶ 7月21日、総務省は令和4年就業構造基本調査の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - <15歳以上人口の就業状態>
 - 2022年(令和4年)10月1日現在の有業者)は6,706万人(5年前に比べ85万人増加)。無業者は4,313万人(5年前に比べ163万人減少)
 - 有業率は60.9%(5年前に比べ1.2ポイント上昇)
 - 女性の有業率は53.2%(前回(2017年)より2.5ポイント上昇)で過去最高となった。25～29歳の女性の有業率は85.1%、30～34歳の女性は81.0%、35～39歳の女性は78.8%と、いずれも8割前後
 - <従業員の地位・雇用形態>
 - 「自営業主」は511万人、「雇用者」は6077万人
 - 会社などの役員を除く雇用者に占める割合をみると、「正規の職員・従業員」が63.1%で5年前に比べ1.3ポイント上昇、「非正規の職員・従業員」が36.9%で5年前に比べ1.3ポイント低下

＜育児をしている者及び介護をしている者の就業状態＞

○5年前に比べ、育児をしている者に占める有業者の割合は 5.9 ポイントの上昇

○5年前に比べ、介護をしている者に占める有業者の割合は 2.8 ポイントの上昇

＜都道府県の実業構造＞

○都道府県別に実業率をみると、東京都(66.6%)が最も高く、次いで福井県(63.5%)、愛知県及び滋賀県(62.8%)などとなっている。

○実業率の上昇幅が最も大きいのは大阪府(2.2 ポイント)で、次いで北海道、東京都、福岡県及び沖縄県(1.8 ポイント)などとなっている。

2023 春季生活闘争回答集計結果 公表(2023.7.5)

- ▶ 7 月 5 日に連合が、2023 年春闘の最終集計結果(7 月 3 日時点)を公表した。
- ▶ 基本給を底上げするベースアップに定期昇給を合わせた平均賃上げ率は 3.58%(10, 560 円)。うち 300 人未満の中小組合は、平均賃上げ率は 3.23%(8, 021 円)。
- ▶ 連合は、
 - ・6 月以降の結果としてはいずれも比較可能な 2013 年以降で最も高く、労使が中期的視点を持って粘り強く交渉した結果であり、「未来につながる転換点」になり得るものと受け止める
 - ・すべての労働者の立場に立った「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても数多くの取り組みがなされているとしている。

10. 予算

<法改正等>

「令和6年度概算要求基準」閣議了解（2023.7.25）

- ▶ 7月25日、令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針が閣議了解された。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。
 - 年金・医療等については、6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,200億円)を加算した範囲内での要求とされた。
 - 義務的経費については前年度当初予算の額の範囲内での要求とされた。
 - その他の経費については前年度当初予算額の100分の90の範囲内での要求とされた。
 - また、6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」に盛り込まれた「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いは、予算編成の課程で検討することとした。
 - 物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成の過程において検討することとした。
- ▶ その他の主な概要は以下のとおり。

「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」 (令和5年7月25日閣議了解)の骨子

令和6年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(以下「基本方針2023」という。)、 「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,200億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和6年度予算に反映させる。
- 「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」第1条第3項に規定する防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。令和6年度の経済センサス等に必要な経費等の増減については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため、「基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置する。
各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

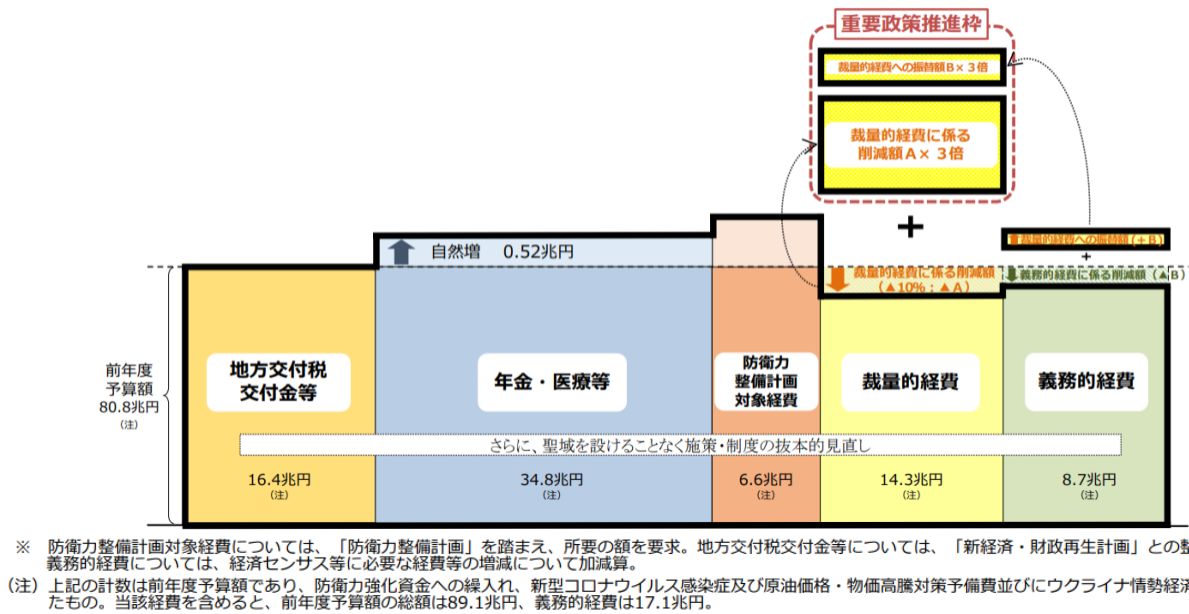
2. 要求期限

- 要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守。

3. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。その上で、物価高騰対策等を含めた重要な政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、「基本方針2023」で示された方針を踏まえ措置。
- 「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。

令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



予算編成過程における検討事項

- ✓ 物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- ✓ 「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。

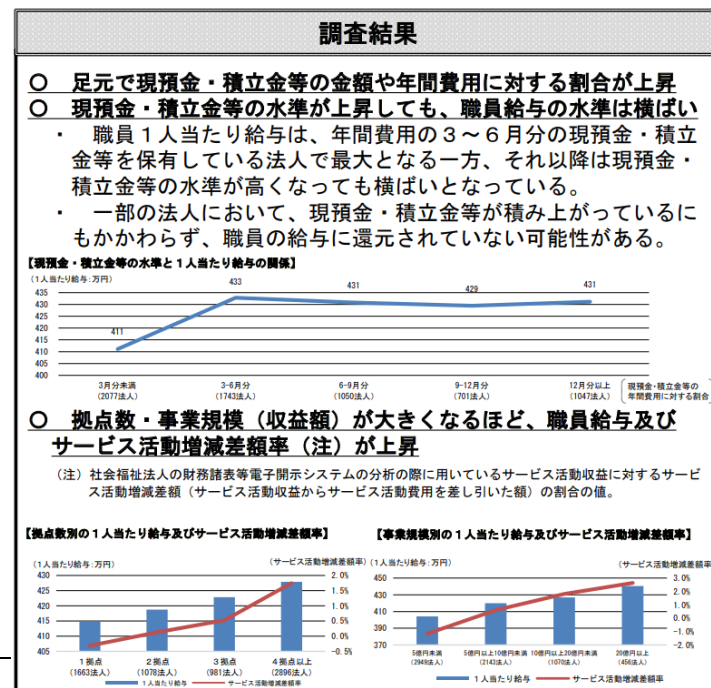
<通知・公表>

令和5年度予算執行調査結果 公表（令和5年6月分）（2023.6.30）

- ▶ 6月30日、財務省は、令和5年度予算執行調査結果を公表した。
- ▶ 今回の調査結果は、3月31日に公表した30件の調査事案のうち、調査の終了した28件について公表している。
- ▶ 福祉分野については、主に介護サービス事業を行っている社会福祉法人について経営状況の分析が行われ、調査結果および今後の改善点・検討の方向性として以下のとおり示された。

(16) 介護サービス事業者の経営状況等（厚生労働省：一般会計）

調査事案の概要
主に介護サービス事業を行っている社会福祉法人について、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に掲載されているデータを活用し、経営状況（現預金・積立金等の水準や協働化・大規模化の効果）を分析する。 【調査対象予算額】令和4年度：3,231,535百万円の内数 ほか（参考 令和5年度：3,335,348百万円の内数）



今後の改善点・検討の方向性

1. 法人の現預金・積立金等について
現預金・積立金等の水準が上昇しているにもかかわらず、一部の法人においては職員の給与に十分に還元されていない可能性があるため、職員給与への適切な還元を促進する仕組み作りを検討すべきである。
現状、保有資産を含めた分析が可能なのは社会福祉法人のみであるため、介護サービス事業を行う医療法人や営利法人等についても同様に、貸借対照表等の公表を求め、保有資産を含めた「見える化」を推進する必要がある。
2. 法人の拠点数・事業規模について
複数事業所の経営や事業規模の確保を推進することにより、事業者の経営状況の安定・改善を図るとともに、職員1人当たり給与の引上げにつなげることが重要であり、経営支援や制度の改善等をはじめ、事業の協働化・大規模化に向けた取組を進めるべきである。

11. 災害対策

<法改正等>

国土強靱化基本計画 閣議決定(2023.7.28)

- ▶ 7月28日、新たな国土強靱化基本計画が閣議決定された。
- ▶ 今回の改定にあたっては、デジタル技術の活用や地域の防災力の強化が柱として加わっている。特に、地域における防災力の強化については、避難生活の環境改善による災害関連死の防止や地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上、地域企業やNPOとの連携等が盛り込まれている。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

① 人命の保護

② 国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③ 国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④ 迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

① 国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

② 分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規 ③ 社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④ 近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害
対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規
デジタル等新技术
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めた
官民連携強化

新規
地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

12の個別 施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的 分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

1

国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化

※赤字は新たな基本計画に追加

NATIONAL RESILIENCE

新たに打ち出す5本柱【基本的な方針】

国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

防災インフラ(河川・ダム、砂防・治山、海岸等)の充実・強化を図り、予防保全により適切に維持管理する

- 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
・河川・ダム、砂防・治山、海岸等における計画的な事前防災、改良復旧など
・ダムによる洪水調節と水力発電の両機能を最大化するとともに地域振興にも資する「ハイブリッドダム」の取組
- 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
・ライフサイクルコストの低減や**広域的・戦略的なインフラマネジメント**
- 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
・**ダムの事前放流**など、より一層の操作の高度化・効率化
- 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
・地域コミュニティの災害対応の拠点でもある小中学校施設の環境改善
- 自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)の活用
- 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

交通(道路、鉄道、空港、港湾等)、通信、エネルギーなどのライフラインを強化し、かつ代替性を確保する

- 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
- 地震発生時に直接死を可能な限り軽減させる適切な設計・施工・維持管理
- 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
・孤立集落の発生を防ぐ代替経路の整備
・「**全国的な回廊ネットワーク**」、「**日本中央回廊**」の形成
- 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
・ライフサイクルコストの低減や**広域的・戦略的なインフラマネジメント**
- 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
・**携帯端末用の通信施設の自家発電の完備**、必要な燃料の備蓄・調達
- 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
・再生可能エネルギーや蓄電池等の導入、輸入・備蓄による食料の確保と供給体制の充実
・農業・工業・生活用水におけるシステムの改善、施設の強靱化

デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタル技術を含めて積極的に新技術を活用し、災害対応力の向上など、国土強靱化施策の高度化を図る

- 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
- 事前防災・地域防災に必要な**情報の創出・確度向上**・デジタルでの共有
- 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル(ロボット・ドローン・AI等)を最大限活用
- 災害時における個人確認の迅速化・高度化
- デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
- 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
- デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
- その他様々な地域の課題をデジタルで解決

災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

サプライチェーンの強靱化も含め、災害が発生しても民間経済活動が継続できるよう官民の連携を図る

- 国内におけるサプライチェーンの複雑化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
- 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
- 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
- 非常電源設備を始め民間施設の**ライフライン確保**へ支援
- 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
- 企業体としての社員に対する防災教育の充実
- 医療の事業継続性確保の支援
- 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保

地域における防災力の一層の強化

地域の特性に応じて、国民一人一人の多様性を踏まえた、地域コミュニティの強靱化など、地域防災力の向上を図る

- 避難生活における災害関連死の最大限防止
- 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
- 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
- DEI(多様性・公平性・包摂性)の観点からSDGsとの協調
- 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
- 高齢者・障害者・子ども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
- 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
- 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
- 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
- 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
- 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組2015-2030」に基づく国際社会への貢献
- 近傍・遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
- 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

黒字:5か年加速化対策で実施中であり、新たな基本計画においても位置付けられるもの 青字:新たな基本計画に追加して記載するもの 下線(赤):デジタル活用に関連するもの

1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

自治体庁舎の非常用通信設備整備、警察施設・海上保安施設等の耐災害性強化、緊急消防援助隊・消防団の充実強化、自衛隊のインフラ基盤等の強化、避難所の収容力・プライバシーの確保、女性の視点を取り入れた防災・復興体制の確立

3) 保健医療・福祉

医療施設の耐災害性強化(給水・自家発電)、医療機関の非常用通信手段の整備、**新興感染症に対応可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の養成・研修の実施**、船舶を活用した医療提供体制の整備、医療コンテナの活用・普及促進

5) 金融

金融サービスの確実な提供(システムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保)、金融決済機能の継続性確保のための機関間訓練の定期実施、**預貯金口座へのマイナンバー付番**、災害保険や民間の防災・減災サービスの活用強化

7) 産業構造

サプライチェーン全体を強靱化(エネルギー供給・工業用水道・物流基盤等)、企業等における非常用電源設備の確保、継続的な教育・訓練の促進、**業種間BCPの策定、企業の本社機能の移転・分散化の促進**

9) 農林水産

流域治水対策(農業水利施設、田んぼダム)、ため池の防災・減災対策、治山対策・森林整備対策、漁港防災対策、園芸産地事業継続対策、**農山漁村コミュニティの活性化による地域防災力の向上**

11) 環境

自然公園の荒廃防止対策、休廃止鉱山の鉱害防止対策、グリーンインフラの推進、適正な鳥獣保護管理、Eco-DRR(自然生態系を活用した防災・減災)の現場実装、**実効性ある災害廃棄物処理計画(仮置場のリストアップ・発災時の確実な運用)**

A) リスクコミュニケーション

防災教育・訓練・啓発等による双方向コミュニケーションの推進、**防災訓練における女性参加、地区防災計画の推進**、**気象防災アドバイザー・地域防災マネージャーの全国拡充**

C) 官民連携

災害対応・地域経済社会再建に必要な情報・物資の確保、災害対応への民間企業の施設設備・組織体制の活用、関係者間で連携したBCP策定、**広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実施**

E) 研究開発

先進的な情報科学を用いた地震研究、高精度な気候変動予測データ創出、高度な検査技術、強靱化に資する構造材料・工法、**国土に関わる情報(海岸線、構造物の劣化)の常時モニタリング**

2) 住宅・都市

住宅・建築物耐震化、密集市街地解消、地下街防災対策、上水道管路・下水道施設の地震対策、学校施設・社会福祉施設の耐震化・防災機能強化、文化財の防災対策、大規模盛土造成地・盛土等の安全性把握

4) エネルギー

活用可能なエネルギーの多様化・供給源の分散化(再エネ、水素、燃料電池等)、地域間のエネルギー相互融通能力強化、燃料供給インフラ(備蓄)の災害対応力強化、**局所的なブラックアウトの発生リスクの低減**

6) 情報通信

データセンター等の地方分散によるデジタルインフラの強靱化、緊急通報の事業者間ローミングの実現、**多様な通信手段の確保(衛星通信等)**、**防災機関間の情報共有のための総合防災情報システムの強化**

8) 交通・物流

道路・鉄道(リニア中央新幹線・整備新幹線含む)等幹線交通ネットワークの機能強化、緊急輸送道路の無電柱化、信号機電源付加装置の整備、鉄道施設・港湾施設・航路標識・空港施設の耐災害性強化、**貨物鉄道等の円滑な物流の実現**

10) 国土保全

流域治水対策(河川・砂防・海岸)、**サイバー空間上のオープンな実証実験基盤**、**水門・樋管・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化、線状降水帯等の予測精度向上**、**ハイブリッドダムの推進、火山噴火リアルタイムハザードマップ**

12) 土地利用(国土利用)

土地境界等を明確にする地籍調査の推進、所有者不明土地法等に基づく対応、都市部の地図混乱地域の地図作成、事前復興まちづくり計画の策定推進、**災害リスクの高いエリアからの移転促進**

B) 人材育成

建設・医療の担い手確保対策、**センシング技術を活用したスマート保安の普及**、都道府県等における復旧・復興に必要な中長期派遣技術職員の確保、被災経験が少ない地方公共団体職員の技術力向上(研修、マニュアル作成)

D) 老朽化対策

道路・鉄道・港湾・空港・工業用水道・上下水道・公園・学校・農業水利施設・漁港・治山治水・林道・海岸保全施設等の**広域的・戦略的なインフラマネジメント**、**ドローン・AIを活用したリモートセンシング**

F) デジタル活用

防災DX(防災デジタルツイン・防災デジタルプラットフォーム)の構築、次期総合防災情報システムと各府県庁等の防災連携システムの自動連携等、**マイナンバーカードを活用した避難所運営、現場でのロボット・ドローン・AI等の活用、ICT施工、遠隔監視**

国土強靱化年次計画 2023 決定(2023.7.28)

- ▶ 7月28日、国土強靱化推進本部が開催され、国土強靱化年次計画 2023 が決定した。
- ▶ 年次計画は、「国土強靱化基本計画」に基づき、35の施策グループごとに当該年度に取り組むべき主要施策等を取りまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCA サイクルにより施策の着実な推進を図るもの。
- ▶ 2023年度の年次計画におけるポイントは以下のとおり。
 - 「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」「地域における防災力の一層の強化」にそって取組を進める。
 - 5か年(令和)3～7年度)加速化対策の推進として、設定した中長期の目標の達成に向け個別に進捗を管理するとともに、令和5年度までに約9.9兆円を確保する。
 - 地域の強靱化の推進として、すでに99%の自治体で策定が完了している地域計画の「目指すべき将来の地域の姿」を示すとともに、具体的化を図ることで地域計画の策定・改定を推進する。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

1. 2023年度の国土強靱化の取組のポイント

- ① 国土強靱化政策の展開方向
 - 基本計画に基づき「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」、「地域における防災力の一層の強化」に沿って取組を進める。
- ② 5か年加速化対策の推進(令和3年度～令和7年度)
 - 123の対策ごとに設定した中長期の目標の達成に向けて、個別に進捗を管理。3年目となる令和5年度までに約9.9兆円を確保。
 - 複数年にわたる大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担行為の柔軟な活用等を推進。
- ③ 地域の強靱化の推進
 - 地域計画は、全都道府県及び1,724市区町村(約99%)で策定が完了(令和5年4月時点)。
 - 今後は、全ての主体にとって共通の目標となる「目指すべき将来の地域の姿」を示し、その実現のために「誰が」「どこで」「いつまでに」「何を」するかを具体的に位置づけるなど、住民等の幅広い参画を得て、地域計画の策定・改定を推進。

2. 年次計画2023の主要施策(主な例)

- あらゆる関係者と協働した流域治水対策、インフラ施設等の耐震・津波対策、老朽化対策の推進、水門等の自動化・遠隔操作化の推進
- 災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能の確保のための高規格道路のミッシングリンク解消、エネルギー供給・通信環境の確保
- 線状降水帯等の予測精度向上、災害時のドローン活用、情報システムのネットワーク化による災害情報共有等のデジタル等新技術の活用
- サプライチェーンの強靱化、民間企業におけるBCP策定促進、民間施設における非常用電源確保等の官民連携強化
- 男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組推進、地域の貴重な文化財を守る防災対策等の地域防災力強化 等

3. 5か年加速化対策の進捗管理

- 全体でおおむね15兆円程度の事業規模(財政投融資の活用や民間事業者等による事業を含む)を目途としていたところ、3年目となる令和5年度までに約9.9兆円を確保。
- 123の対策の2年目完了時点(令和4年度末)の進捗状況を、進捗状況一覧としてとりまとめ。

区分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	事業規模 〈令和5年度時点〉	うち国費 〈令和5年度時点〉
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	おおむね15兆円程度	約9.9兆円	約5.0兆円
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約8.0兆円	約3.8兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約1.7兆円	約1.0兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.2兆円	約0.2兆円

※ 5か年加速化対策全体のおおむね15兆円程度の事業規模のうち、国費はおおむね7兆円台半ば。
 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

<会議>

被災者支援のあり方検討会

◇第6回(2023.6.28)

- ▶ 6月28日、第6回被災者支援のあり方検討会が開催され、「被災者支援に関連する取組状況の情報提供・議論」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、救助実施市の指定の状況(令和5年4月・千葉市)や、防災基本計画の修正、研修の実施、連携の実施等についてモデル事業等をふまえた説明等が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ 協議にあたっては、第5回にも出された「委員の意見・提案のまとめ」が若干の修正のうえ出されたが、この内容を議論するのではなく、最近の災害時における被災者支援からみえる課題について議論をするにとどまった。

<通知・公表>

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(2023.6.30)

- ▶ 6月30日、内閣府及び消防庁は、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況について調査を実施し、令和5年1月1日現在の状況を取りまとめ公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。
 - 【避難行動要支援者名簿関係】
 - 市町村(1,741 団体)のうち、作成済団体は、1,741 団体(100%)
 - 作成済団体のうち、平常時からの名簿情報提供団体は、1,571 団体(90.2%)
 - 平常時からの名簿情報の提供先については、例年同様民生委員が最も多い 1,648 団体、ついで消防署(1,429)、自主防災組織(1,348)、警察(1,337)、社協(1,331)となっている。
 - 名簿掲載者に占める、平常時からの名簿情報提供者の割合は、39.6%
 - 【個別避難計画関係】
 - 全国の市町村のうち、実効性のある個別避難計画作成に向けた取組を進めている団体は 1,639 団体(94.1%)
 - ・うち、庁内の連携に取り組む団体は 1,585 団体(91.0%)
 - ・うち、庁外との連携に取り組む団体は 1,508 団体(86.6%)
 - ・うち、ケアマネジャーなどの福祉専門職の参画に取り組む団体は 1,324 団体(76.0%)
 - ・うち、個別避難計画に係る訓練に取り組む団体は 800 団体(46.0%)
 - 個別避難計画に係る避難支援関係者となる者に民生委員を位置づけているのは 1,515 団体。社会福祉協議会を位置づけているのは 1,177 団体となっている。
 - 個別避難計画の未策定団体は 438 団体(25.2%)であるが、令和5年度末には 39 団体(2.2%)となる予定。
 - ※平成 25 年の災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた。
 - ※令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

12. その他

<会議>

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

◇第2回（2023.8.1）

- ▶ 8月1日、国土交通省は「第2回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会（座長：大月 敏雄東京大学大学院教授）」を開催した。
- ▶ 今回は、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方について、委員の一部（全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会、座間市、名古屋市、全国居住支援法人協議会）から取組状況や等住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方についてヒアリングが行われた後、意見交換が行われた。

◇第1回（2023.7.13）

- ▶ 7月13日、国土交通省は「第1回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会（座長：大月 敏雄東京大学大学院教授）」を開催した。
- ▶ 本検討会は、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）の居住ニーズは高まることが見込まれるなか、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について、検討するもの。検討会には全社協（金井常務理事）も参画。
- ▶ 第1回目となる今回は、3省からそれぞれ現状等について説明が行われた後、検討の方向性（案）および今後のスケジュールとして下記のとおり示された。秋頃、中間とりまとめの予定。

本検討会における検討の方向性（案）

資料9

1. 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応するセーフティネット住宅等の拡大
（例）戸建て空家、小規模な住宅、公営住宅ストックの活用など
- 居住支援法人による、要配慮者への住宅提供を促進する効果的な取組

2. 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策

- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産事業者等との連携強化
- 住まいの確保にあわせて、福祉サービスにつなげるための相談窓口機能の効果的な取組
- 福祉サービスを含む入居支援の充実

3. 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方

- 地方公共団体による要配慮者の特性に応じた生活支援や福祉サービスの充実、それを担う居住支援法人の拡大
- 住まいと生活支援を一体的に提供する仕組みの推進
- 地域とつながる居場所づくりの取組の推進

4. 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

- 孤独死や残置物処理等の大家の不安軽減に資する、居住支援法人による関与の推進
- 緊急連絡先の確保や家賃債務保証を利用しやすくする環境整備

	日時	主な議事(予定)
第1回	令和5年7月3日(月) 10:00～12:00	・住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する現状と課題 ・3省連携強化に向けたこれまでの取組 ・検討の方向性の確認
第2回	令和5年8月1日(火) 13:00～15:00	・住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する関係団体からの報告①
第3回	令和5年8月28日(月) 15:00～17:00	・住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する関係団体からの報告②
第4回	令和5年9月21日(木) 10:00～12:00	・住宅確保要配慮者の居住支援機能等に関する論点提示、中間とりまとめ素案
第5回	令和5年秋頃を予定	・中間とりまとめ(案)

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（法務省）

◇第3回（2023.7.27）

- ▶ 7月27日、法務省は「第3回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（座長：倉吉 敬中央更生保護審査会委員長）」を開催した。
- ▶ 今回は、論点についての意見交換として、「推薦・委嘱の手順」「年齢条件」「保護司の使命」について前回整理された論点をもとに意見交換が行われた。
- ▶ 今回会議では「今後講じていく施策等」が示され、「推薦・委嘱の手順」については下記のとおり示された。
 - 「保護局において、令和6年度中に自薦等保護司会の推薦によらない保護司候補者の選考に係るガイドラインを策定するとともに、保護観察所においては、当該ガイドラインを参考に、保護司会の意向を十分に踏まえ、マニュアルを作成すること。」と示された。
- ▶ 「年齢条件」については、下記のとおり示された。
 - 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、新任委嘱時の上限年齢を撤廃すること。ただし、保護司会における年齢層のバランスに留意すること。
 - 人口減少と高齢化が進み、超高齢社会を迎えた日本社会において、できる限り長く保護司活動を継続できることが望ましく、特例再任の取組の実施状況をよく見極めつつ、退任年齢の引上げについて検討すること。検討に当たっては、本人の希望や保護観察等事件の担当を含めて保護司活動を継続することができるか等を総合的に判断できるような仕組みについて留意すること。また、保護司組織の新陳代謝・活性化の観点から、78歳に達した日以降は役職定年とすることに留意すること。
 - 上記取組について、の取組について、いわゆる現役世代が、早い時期からできるだけ長く保護司活動を継続していくことが重要であることから、仕事をしながらでも保護司活動が可能となるような環境の整備に努めること。

- ▶ 「保護司の使命」については、下記のとおり示された。

○保護司委嘱後に保護司活動に関する認識の齟齬が生じることを未然に防ぐため、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの取組においては、個人情報の取扱いに留意しつつ、特に、処遇活動の実際の状況や保護観察官との役割分担、犯罪予防活動や保護司会の意義について十分な理解を得られるよう、保護観察所が積極的に支援すること。

◇第2回（2023.6.20）

- ▶ 6月20日、法務省は「第2回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（座長：倉吉 敬中央更生保護審査会委員長）」を開催した。
- ▶ 今回は、検討の論点及び論点ごとの課題事項について下記のとおり示され、協議が行われた。
- ▶ 示された論点および課題事項は以下のとおり

I. 保護司の使命

- 保護司法第1条（保護司の使命）、同法第9条（服務）
- これからの時代を見据えた保護司の使命とは 等

II. 推薦・委嘱の手順、年齢条件

- 保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、同法第7条（任期）
- 公募制の導入
- 委嘱時・再任時上限年齢の取扱い 等

III. 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

- 保護司法第8条の2（職務の遂行）
- 保護司会事務のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入
- 事件を担当することへの不安・負担の軽減
- 平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応 等

IV. 待遇・活動環境

- 保護司法第2条（設置区域及び定数）、同法第11条（費用の支給）、同法第13条（保護司会）
- 会費・実費負担分の取扱い
- 報酬制の導入
- デジタル化の推進
- 更生保護サポートセンターの在り方
- 保護区・保護司会の在り方
- 社会的認知度の向上・広報の在り方 等

<通知・公表>

令和5年版 厚生労働白書

- ▶ 8月1日、厚生労働省は令和5年版 厚生労働白書を公表した。
- ▶ 今回は2部構成となっており、第1部では「つながり・支え合いのある地域共生社会」と題し、単身世帯の増加等を背景に顕在化した制度の狭間にある課題等の現状と、ポストコロナの令和の時代に求められる「つながり・支え合い」の在り方の方向性をテーマとしている。
- ▶ 第2部では、「現下の政策課題への対応」と題し、子育て、雇用、年金、医療・介護など、厚生労働行政の各分野について、最近の施策の動きがまとめられている。

令和5年版厚生労働白書の全体像

*厚生労働行政分野の特定のテーマについて、現状分析や関連施策の紹介等を行い、国民に理解を深めていただく。

第1部（テーマ編*）「つながり・支え合いのある地域共生社会」

- 単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による、人々の交流の希薄化などを背景として複雑化・複合化する課題、制度の狭間にある課題（ひきこもりやヤングケアラーなど）が顕在化。
- こうした課題に対して、これまでの「つながり・支え合い」の概念は拡がりをみせており、ポストコロナの令和の時代に求められる新たな「つながり・支え合い」の在り方を提示。これにより、人々がつながりを持ちながら安心して生活を送ることのできる「地域共生社会」を実現する。

～ポストコロナの令和時代に求められる新たな「つながり・支え合い」～

包摂的（インクルーシブ）な「つながり・支え合い」の推進

→多様な新しいチャネルを通して、全ての人に「つながり・支え合い」を創出する

- ・世代や属性を超えて、様々な人が交差する「居場所」づくり
- ・「属性（高齢・障害など）」別から「属性を問わない」支援へ
- ・支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ（アウトリーチ）
- ・暮らしの基盤である「住まい」から始まる支援
- ・デジタルを活用し時間や空間を超えた新たな「つながり・支え合い」の創造
（住んでいる場所に関わらず、自宅にいながら専門的な支援や交流が可能）

人々の意欲・能力が十分発揮できる「つながり・支え合い」の推進

→個人や法人の特性・得意分野を活かした新たな「つながり・支え合い」を創出する

- ・ライフスタイルや興味・関心に応じ、誰もが参画できる「支え合い」の促進（労働者協同組合の活用）
- ・デジタルを活用した地域社会への参画
- ・得意分野を活かし、連携した支え合いの促進（社会福祉連携推進法人制度、社会生活面の課題にも目を向け地域社会における様々な支援に結びつける取組（社会的処方））

第2部（年次行政報告）「現下の政策課題への対応」

- 年次行政報告として、厚生労働省が様々な政策課題にどのように対応しているのかを、わかりやすく国民に報告。（注）令和5年版厚生労働白書は、基本的には令和4年度中の施策について報告しているため、こども家庭庁へ移管した施策を含む。

令和4年度雇用均等基本調査 公表(2023.7.31)

- ▶ 7月31日、厚生労働省は「令和4年度雇用均等基本調査」を公表した。
- ▶ 雇用均等基本調査は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施もの。令和4年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和4年10月1日現在の状況の調査を行った。
- ▶ 調査結果の主なポイントは以下のとおり。
 - 係長相当職以上の女性管理職等を有する企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は12.0%(令和3年度12.1%)、課長相当職ありの企業は22.3%(同20.1%)、係長相当職ありの企業は22.9%(同21.0%)となっている。
 - 管理職等に占める女性の割合は、部長相当職では8.0%(令和3年度7.8%)、課長相当職では11.6%(同10.7%)、係長相当職では18.7%(同18.8%)となっている。
 - 育児休業取得者の割合は女性が80.2%(前年85.1%)、男性が17.13%(前年13.97%)。

令和4年簡易生命表 公表(2023.7.28)

- ▶ 7月28日、厚生労働省は「令和4年簡易生命表」を公表した。
- ▶ 簡易生命表は、日本における日本人について、1年間の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したもの。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。
 - 男の平均寿命は81.05年となり、令和3年の81.47年を0.42年下回った
 - 女の平均寿命は87.09年となり、令和3年の87.57年を0.49年下回った
 - 平均寿命が前年を下回ったのは、男女とも2年連続

○平均寿命の国際比較は、作成方法が異なることから厳密な比較は困難であるが、厚生労働省が入手した資料の中では、男女別の上位3位は、以下のとおり

男				女			
第1位	ス イ ス	2022年	81.6 年	第1位	日 本	2022年	87.09年
第2位	スウェーデン	2022年	81.34年	第2位	韓 国	2021年	86.6 年
第3位	オーストラリア	2019-2021年	81.30年	第3位	ス ペ イ ン	2021年	85.83年
(第4位)	日 本	2022年	81.05年				

国民生活基礎調査結果 公表(2023.7.4)

- ▶ 7月4日、厚生労働省は「2022(令和4)年国民生活基礎調査結果」を公表した。
- ▶ 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、立案に必要な基礎資料を得ることを目的に実施している。
- ▶ 調査結果の主なポイントは以下のとおり。

＜世帯の状況＞

- ・単独世帯は 1785 万 2 千世帯<1490 万 7 千世帯>、全世帯の 32.9%<28.8%>と世帯数、割合とも過去最高
- ・高齢者世帯は 1693 万 1 千世帯 <1487 万 8 千世帯>、全世帯の 31.2% <28.7%>と世帯数、割合とも過去最高
- 注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯
- ・児童のいる世帯は 991 万 7 千世帯 <1122 万 1 千世帯>、全世帯の 18.3% <21.7%>と世帯数、割合とも過去最少

＜所得等の状況＞

- ・1世帯当たり平均所得金額は 545 万 7 千円 <552 万 3 千円>と低下
- ・相対的貧困率は 15.4%<15.7%>で対 2018 年 0.3 ポイントの低下、
- ・子どもの貧困率は 11.5%<14.0%>で対 2018 年 2.5 ポイントの低下
- ・生活意識が「苦しい」とした世帯は 51.3% <54.4%>と低下

＜介護の状況＞

- ・主な介護者が要介護者等と「同居」している割合は 45.9%<54.4%>で減少
- ・一方、同居の主な介護者と要介護者等がいずれも 65 歳以上の割合は、63.5% <59.7%>で上昇傾向

※＜＞は 2019(令和元)年調査(前回の大規模調査)の結果

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 66 号」No.3 Ver. 2◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

作成・発行：政策企画部

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応
～とともに生きる豊かな福祉社会をめざして～政策動向」として発行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>